

第百八十九回国会 衆議院 農林水産委員会 會議録 第十四号

平成二十七年六月四日(木曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 江藤 拓君

理事 加藤 寛治君 理事 齋藤 健君
理事 宮腰 光寛君 理事 吉川 貴盛君
理事 渡辺 孝一君 理事 玉木雄一郎君
理事 村岡 敏英君 理事 石田 祝稔君
理事 井野 俊郎君 理事 伊東 良孝君
理事 伊藤信太郎君 理事 池田 道孝君
理事 今枝宗一郎君 理事 岩田 和親君
理事 大西 宏幸君 理事 勝沼 栄明君
理事 工藤 彰三君 理事 瀬戸 隆一君
理事 武井 俊輔君 理事 武部 新君
理事 中川 郁子君 理事 中谷 真一君
理事 西川 公也君 理事 橋本 英教君
理事 古川 康君 理事 前川 恵君
理事 宮路 拓馬君 理事 森山 裕君
理事 築 和生君 理事 山本 拓君
理事 金子 恵美君 理事 岸本 周平君
理事 小山 展弘君 理事 佐々木隆博君
理事 福島 伸享君 理事 井出 庸生君
理事 松木けんこう君 理事 稲津 久君
理事 中川 康洋君 理事 斉藤 和子君
理事 畠山 和也君 理事 仲里 利信君

政府参考人 (水産庁長官) 本川 一善君
農林水産委員会専門員 奥井 啓史君

委員の異動

六月四日

辞任

瀬戸 隆一君

橋本 英教君

古川 康君

佐藤 英道君

同日

辞任

岩田 和親君

大西 宏幸君

工藤 彰三君

中川 康洋君

補欠選任

工藤 彰三君

岩田 和親君

大西 宏幸君

中川 康洋君

補欠選任

橋本 英教君

古川 康君

瀬戸 隆一君

佐藤 英道君

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案

(内閣提出第七一号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(岸本

周平君外三名提出、衆法第二二号)

○江藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び岸本周平君外三名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省経営局長奥原正明君及び水産庁長官本川一善君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田道孝君。

○池田(道)委員 おはようございます。自由民主党の池田道孝でございます。

本日は、こうした質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。おくれはせながら、質問をこれからさせていただきます。

まず、議題となっております農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案につきまして、農家の立場、現場の立場の視点に立った質問をさせていただきます。

御承知のように、農業協同組合は、農家の方々のため、農業を営んでおられる方々のために設立した組合でございます。

今までに、農家と組合は一心同体となつてやってまいりました。ちょうど、先月そして今が田植えシーズンでございます。昔は、前年の収穫が終わった時点から、翌年の種もみの注文、そしてまた肥料、農薬等の注文をし、それも六月だけではなくて、八月、稲の病害虫の発生、あるいは穂肥等の注文をし、せっかく苦労してつくったお米はそのまま全量農協へ出荷ということでやってまいりました。

それが、高度経済成長に合わせまして、兼業農家がどんどんふえてまいり。そして、その農家の方々は仕事帰りに資材を購入する。そのために農協とだんだん疎遠になってくる。また、農業所得が家庭に占める割合というものがだんだんと低下してくる。そして、農外収入でもって田植え機、コンバイン等を購入する。だんだん農協との関係

が薄れてきますし、高齢化社会になりまして、後継ぎがいらない、そして耕作放棄地がどんどんふえてきた。それが、今の農業の抱えている大きな問題でございます。

一つ例にとつて申し上げますと、昔は、農協に勤めておられる職員の方々も兼業農家の方々であり、そしてまた地域の方々が多く農協へ勤めておられました。

そうした方々が、夜な夜な貯金の勧誘あるいは共済の勧誘に來られる。大きな会社の民間の生命保険ですと、外交員が來られても、昼の時間、いやいや、もうそういう必要はないと断りますけれども、やむなくと言つては失礼になりますけれども、何回も來られますと、生命保険あるいは建物共済へ加入をする。

そして、その間に、今、種をまいている苗代の苗が十分に生えていない、あるいはこういう病害虫が発生しているというときに、JAの方から、こういう農薬がありますよ、あるいは、あすでも専門員に行かれますよということをやっておりました。専門員が行くといひましても、農地の場所等は大体すぐわかる。

そうした農協と農家の関係というのがだんだん希薄になってまいりました。家庭の事情まで知つていふというのが農協の職員の方々でございました。

今回の農協の改正案につきましては、そうした農家と農協との親密な関係、それが薄くなつていふことが改正の大きな問題点であろうというふうにご考へておられますけれども、また、提出されております内閣、衆法につきましては、農協は多くの問題を抱えておられるのは両者一致した点だろうと思ひますけれども、まず、現場の視点に立った農協の改革をしなければならなくなつた理由について、両者にお尋ねをいたします。

○林国務大臣 農協法が制定されました昭和二十二年の当時と現在、異なつてまいりまして、まず、食料が過剰基調になったということでございます。

したがって、消費者、実需者のニーズに対応した販売努力が不可欠であつて、国内の食料マーケット、これは残念ながら、人口が減少する、そういう局面の中で、マーケットも全体としては縮小に向かうということでございますので、六次産業化で川下の付加価値を取り込むとか海外への輸出、こういうものを視野に入れなければならなくなつてきているということでございます。

また、昭和二十二年当時と異なつて農業者の方も、今少しお話をいただきましたけれども、大規模な担い手の農業者という方々と小規模な兼業農家の皆さんというふうな階層分化してきておりまして、組合員のニーズもそれに応じて多様化してきている、こういうニーズに応えた農協の運営をそれぞれ行う必要が生じているということでございます。

農産物販売、生産資材購入、大事な仕事でございますが、その取り扱いのシェアがずっと低下してきているということで、現在、農業者、特に担い手の農業者のニーズに十分応え切れているとはいえない状況にあるわけでございます。

中央会についても、単位農協を指導するということが、この単位農協が、発足当初一百万あったのが今七百万程度になつて、一県一JAも増加している。また、信用事業については、JAバンク法に基づいて農林中金に指導権限が与えられてきた、中央会の制度発足時と状況が変わつてきているところでございます。こういう状況の変化を踏まえて、地域農協が、農産物販売、資材調達等、農業者の所得向上を図る上で重要な業務を刷新して、特に担い手を中心とした農業者の皆さんと力を合わせて全力でできるようにやつていこうと。

そこで、今回の改革では、地方分権の発想に立ちまして、それぞれの地域の特性を生かして地域農協が創意工夫をする、そして、自由に経済活動

を行つて農業者の所得向上に全力投球ができるようにしていく、連合会や中央会はこれを適切にサポートしていく。

こういう改革を行つていくことによりまして、農産物の販売力強化に全力を挙げていくような環境を整備していこう。そういうことによつて、地域農協には、農業者のメリットを大きくするよう創意工夫して取り組んでいただくことを期待しよう、こういう改革を目指しているところでございます。

○岸本議員 池田先生の御質問にお答えをさせていただきます。

農協の現場に身を置かれてる池田委員の御質問、大変感銘を受けました。

今、私たち議論していますけれども、農協といつてもいろいろな農協があるんですね。それを何か十把一からげに農協として議論をしていくわけですけれども、そうではない、一つ一つきちんと六次産業化に対応している農協もあれば、まさにみずから改革を行つて農業者のために頑張つて農協もある。一方で、何となくこれまでの流れにあぐらをかいていて、組合員のために一生懸命やらない農協もないではない、こういうことだろうと思います。

もう一つは、自主性ですね。

全中が単位農協の自主性を失わせているという立法事実がいまだに示されていないわけでありまして、理事会もそのためにおくれられているわけですが、私も早くその証拠が欲しいんですが、少なくとも、農林省の行政が農協の自主性を奪つた事例は幾らでもあるわけで、これも後で議論になると思います。

まさに役人は、悪気はないんですけれども、現場を知らないまま一生懸命政策をつくるものから、小さな親切大きなお世話になつてしまふんです。これは各省庁みんなそうなんです。私がやってきたから自信を持って言えます。小さな親切大きなお世話、これを農協に押しつけていたということ。これを変えなきゃいけないということが一

つ。

それから、やはり地域に根づく農協。和歌山のことがよく言つてはあれですけども、今、氏が少なくて祭りのみこしを担ぐ人がいないんです。それは山奥もそうです、和歌山市内もそうなんです。だから、農協の職員若い人から、みんな今みこしを担いでくれているんですよ。あるいは、女性部が屋台を出してくれているんですよ。

そういう地域のための農協ということの改革が必要だ、このように考へて法案を提出させていたしております。

○池田(道)委員 ありがとうございます。

どちらにいたしましても、端的に申し上げますと、今回の改正が農家にとりまして、資材を農協から購入し、そしてまた営農指導を受け、販売を農協を通じてやる、そして農家の所得が向上するということに必ずつながっていくという方向性でやつていただきたいと思います。

先般の参考人質疑の中で、龍谷大学の石田先生の方から、私としてみれば衝撃的な言葉をいただいたわけでございますが、根拠のない今の内閣提出法案は根拠のない未来志向的な改正であるというお言葉がございました。どちらの法案につきましても、全てがそうではなかつたと思いますけれども、その点について両者にお尋ねを、端的にお願いいたします。

○小泉副大臣 先生御懸念のことでございますが、五月二十七日の参考人質疑において、石田参考人からの発言でございますけれども、協同組合という普遍的な存在に対する配慮がない、また、戦後農協という歴史的個体に対する配慮もない、その意見との関係で、根拠のない未来志向の改正である旨の発言があつたと承知をいたしております。

この発言の正確な意図は明らかではございませんが、農協は、農業者が自主的に設立する協同組織でございます。農産物の販売や生産資材の調達で農業者がメリットを受けることを主目的と

する組織でございます。

したがって、今回の改革は、こうした農業者の協同組織としての原点に返り、農協が農業者の所得の向上に向けて、地域の農業者と力を合わせて、農産物の有利販売などに創意工夫をしながら、積極的に取り組むことができるようにすることを基本的な考えとしていただきたいと思います。

また、農業や農協をめぐる経済環境は、農協法が制定された昭和二十二年当時と大きく変わつてきているところでございます。先ほど大臣からもお話がございましたが、食料は過剰基調でありまして、消費者、実需者のニーズに対応した販売努力が不可欠でございます。

また、国内の食料マーケットが縮小傾向に向かう中で、六次産業化により川下の付加価値を取り込んだり、海外への輸出を視野に入れなければならなくなつてきているのも現実でございます。また、農業者も大規模な担い手農業者と小規模な兼業農家に階層分化し、組合員ニーズも多様化してきていることから、こうしたニーズに応えた農協の運営を行う必要が生じているわけでありまして。

こうした状況の中で、農協の農産物販売や生産資材購入における取り扱いのシェアは低下傾向にございまして、農業者、特に担い手農業者のニーズに十分に応え切れているとはいえない現状にございまして。

このような状況を踏まえまして、今回の改革では、現在の経済環境のもとで、農協が農業者のニーズに的確に応え、農業者の協同組織としての役割を果たせるようにする観点から見直しを行つております。

地域農協が、それぞれの地域の特性を生かして、創意工夫しながら自由に経済活動を行い、農産物の有利販売など農業者の所得向上に全力投球できるようにすること、あわせて、連合会や中央会は、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートしていくことを基本的な考えといたしておるところでございます。

以上でございます。

○岸本議員 お答え申し上げます。
石田参考人の御批判ということは二つの点だったと思います。

一つは、協同組合というものの本質をどう考えるのか、それから、戦後のこれまで歩んでこられた農協の歴史についてどう考えるのか、こういうことだと思ひますが、全く私も同じ観点で同様に考えておりますし、野党はいつも質問をしていますけれども、同じような観点から質問させていただきます。

何より、根拠がないというのは、まさに今理事会で問題になっていますように、立法事実が示されていない、この点でも全く同感であります。

○池田(道)委員 ありがとうございます。

続いて、衆法についてお尋ねをいたします。
行政の下請ということですが、時の政府や政権が中央会や農協を利用して行政の下請をやらせてきたことが、農家の自由な経営を妨げてきた問題の本質なのではないかと考えています。下請というより、私の個人的な意見とすれば、例えば今の中間管理機構、あるいは戸別所得補償制度、生産調整、そしてまた長い間続いていた減反政策につきましても、下請以前の問題として、農協が同じ土俵に乗っていません。ほとんど市町村が窓口となつてやっておられた。

それはもう当然、農家と農協との関係は希薄になつてきているというふうに考えておりますけれども、その点につきましても、今後の課題も含めて答弁をよろしくお願い申し上げます。

○玉木議員 池田委員にお答えしたいと思います。

昨年、池田委員からは大変建設的な御質問をいただいたことを覚えております。

今の農協の行政の下請的な役割についての質問でありますけれども、これまで農協は、減反の徹底を初めとしてさまざまな行政代行的な仕事を事実上やってきましたと思っております。私は、そのことは意味があったと思うし、もう少し積極的に、関係機関が連携する中で、もっと積極的な役割を果たしてもいいという側面もあったと思います。

ただ、今般提出されている政府案を見ますと、そういったものよりもむしろ、各単協が自由に、独自に、より機能を発揮できるようにということに言っているんですが、ただ、実際矛盾を感じるの、今回は、七月末に飼料用米の作付の深掘りを、期限を延長して、中央会、連合会を通じて現場に徹底させようという政策を農林水産省がやっております。ビラもつくつています。

なので、少し、あれ、どうしたのかなと思わざるを得ないのは、もし現場の自由度、単協の自由度を認めるのであれば、例えば、うちは、政府が何を言おうが、人間の食べるおいしいお米をつくつて、それをできるだけ自分たちが努力して高く売つていこう、こういったことを推進するのが今回の政府の農協改革の方向性なのかなと私は思っているんですが、ただ、そうではなくて、とにかく餌米をつくれ、家畜用のお米をつくることを徹底していけというの、私は、少し改革の方向性が矛盾しているのではないかなと思つております。

そこで、単協の自由度を増していくこと、より行政の下請機能から離脱していくという意味では政府案と同じだと思つていますが、我々としては、それを徹底するために、確認的に、国、地方公共団体からの自主性を担保するということが法律上明記した次第でございます。

○池田(道)委員 ありがとうございます。
ちょっと時間の都合で飛び飛びになりますが、戸別所得補償制度について、衆法提出者にお尋ねをいたします。

以前も、多分玉木委員だつたと思いますが、私の方から質問させていただきました。御答弁いただきました。

当時、できた制度は、農家の方々にとりましては非常にいい制度だ、おおむね好評。ほつておいても八万円もらえるわけですが、ただ、その当時問題となつておつたのは、何もなくても、稲か

ヒエかわからないような田んぼでも八万円。あるいは、減反政策が農家の方々にしみ入つておりますので、生産調整しなくても八万円もらえる。あるいは、酒造メーカーからは、荒れた水田で米をつくつても八万円もらえる、だから酒米をつくつてもらえないといういろいろな意見もございましたけれども、先ほどの、根拠のないと同じように衝撃的なお話だったんですが、この戸別所得補償制度こそ農業者と地域を分断ということを参考人の方がおっしゃられました。

このことについて、衆法提出者にお尋ねをいたします。

○玉木議員 池田委員にお答えいたします。

今、参考人がおっしゃった発言を紹介いただきましたけれども、私は、これはちよつと意味がわかりかねます。

池田委員が今おっしゃつたのは、いわゆる米に對して反当たり一万五千円を出していた戸別所得補償なのか、水田活用の直接支払交付金、水田を活用して麦をつくつたら幾ら出します、飼料用米をつくつたら幾ら出します、加工用米をつくつたらというこちらの話であれば、おっしゃるとおり、生産調整という前提は我々のときに外しました。外した上でこれをやっているんですが、それは今日も同じです。

ですから、いわゆるダイレクトペイメント系の、生産奨励をしない、デカップリングの中で出てきたこういう制度は全体的に、地域を分断するといふふうにおつたものであれば、現在行っているまさに飼料用米の政策も含めて、これは地域との分断を促す政策になつてしまふのではないかと。

ですから、少し参考人のおっしゃつた趣旨がわかりかねるなと思つたので、ここはちよつと真意がわからないのでコメントはできないというのが正直な気持ちでございます。

ただ、水田の活用の直接支払交付金については、我々のときもそうでありまして、現在も意味があ

ると考えています。

○池田(道)委員 続きまして、いわゆる地域の重複農協、これは今でもいろいろな形で農家の方々にとつては非常に役に立つということだろうと思ひますが、その上に、都道府県を超える農協の設立を容易にしようということを改めて衆法では言つておられます。これがどういう形でのメリットがあるのか。

これは趣旨とは違ふと思ひますが、今、地元、私は岡山県ですが、岡山県と鳥取県と共同で新橋にアンテナショップを出しております。岡山と鳥取のどつちを先に言うのか。鳥取、岡山。道路を隔てた反対側に香川、愛媛のアンテナショップがございます。

岡山、鳥取につきましてもまだ昨年開設したばかりでございますので、私も時々見回りに行くんですが、見回りに行つたら必ず、道路を隔てて隣へ視察、偵察に行くわけですが、来場者は皆さんの想像されるとおりでございます。

これは県単位でやっているシステムでございますけれども、こうした都道府県域を超えた農協の設立を容易にした場合に、デメリットは別にいたしまして、農家の方々にとつてのメリットをどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○玉木議員 お答え申し上げます。

池田委員から大変貴重な視点を御提示いただきましたけれども、現行法でもこれはできます。ただ、これはできるんだけれども、定款で区域を定める際に、できないという前提でいろいろなことを考へるといふのが実際あるので、法律上明示をして、県域を超えてさまざまなアライアンスが組めるようなことを明示しようということが趣旨であります。

この前も林大臣に私は質問しましたが、外国に行つてみるとよくわかるですね。牛のブランドも、和牛という単一ブランドではなくて、さまざまな県のか牛、讃岐牛とかうもあるんですけれども、例えば、少し大きくして四国全体のブランドとかあるいは中国地方全体のブランドをつ

くつてそれで攻めていくというようなこと、こういった県域を超えた農協の新しいあり方ということとを促していくことが例えば輸出や六次産業化にもプラスになるということで、県域を超えた設立が可能ということを法律上明示した次第でございます。

○池田(道)委員 ありがとうございます。

続きまして、農協のいわゆる理事のことでございますが、今回の改正案では、理事の過半数を、原則として、認定農業者、または農産物販売、法人経営に関し実践的能力を有する者でなければならぬものとするという、原則としてということになっております。

これは、後で時間があれば農業委員会もお尋ねしたいんですが、今までの農協の理事さんというのは、昔は農業に関心のある方、農業をやっておられる方が出られておったわけですけども、農協合併によりましてだんだん地域が広くなる。そうした中で、農業というより、理事さんそのものは非常に立派な方々ばかりでございますが、農業の経験のない、あるいは関心のない、金融に関心のある方々、そういう方々がどうしても理事の選出の中で、広範囲で選出をいたしますので、そして、そういう方々が理事になり、農協経営の中心となられて、農家、農家経営の方からだんだん離れていったというのが現実だろうと思っております。

この認定農業者を含めての理事の過半数のことにつきまして、私は非常にいいことだろうと思っております。衆法、内閣、両者にお尋ねいたします。

○奥原政府参考人 農協の理事の関係でございます。

今回の農協改革では、地域農協が、担い手農業者の意向も踏まえまして、農業所得の増大に配慮した経済活動を積極的に行えるようにする、これが一つの大きな目的でございます。

この観点で、農協の理事の過半数を、原則として、認定農業者あるいは農産物の販売や経営に関

して実践的な能力を有する方とすることを求める規定を置くことにしているところでございます。この趣旨でございますが、認定農業者の方にきましては、担い手の意向を農協の業務執行にきちんと反映していくということが目的でございますし、それから、実践的な能力を有する者、これにつきましては、販売方針を決めたときに、大口の実需者等ときちんと渡り合って、農産物の有利販売等をきちんと実現していく、これが一つの目的でございます。

原則でございますので、例外規定も適切に設けることにしておりますけれども、いずれにいたしましても、これを契機といたしまして、農協の農産物販売事業等を発展させる観点に立ちまして、組合員が適切な方を役員として選出していただく、これが重要であるというふうに考えております。

○岸本議員 お答え申し上げます。

池田委員の御指摘は、歴史的に納得するところもあるんですけども、農協ごとにいるいろいろな事情もあるし、違う農協もあったと思います。我々は、あくまでも協同組合という本質からしますと、これはICAの宣言にもありますように、自主性と自立性ということを考えた場合に、最も大切な協同組合の役員構成にまでお上が口を出すというのはちょっといかがなものかなという気持ちがあります。あるいは、性別とか年齢にまで言及するというのは、まさに小さな親切大きなお世話ではないかと思うので、自主性にぜひ任せていきたいと思っております。

○池田(道)委員 ありがとうございます。時間がありませんので、最後、農業委員会についてお尋ねいたします。

今回、農業委員会とあわせて、農地利用最適化推進委員会という組織をつくられます。一つは、屋上屋を重ねるのではないかなという危惧もございまして、もう一方では、今の農業委員さんというのは昔と比べて非常に忙しい。耕作放棄地を含めて一筆一筆、現地を調査するというようなこと

とがございまして、今の農業委員会制度とこの最適化推進委員さんとの関係についてお尋ねいたします。

○奥原政府参考人 農業委員と推進委員の関係でございます。

現在の農業委員の機能は大きく分けて二つございまして、委員会としての決定行為、それとそれぞれの委員の方が各地域において具体的な活動をしていただく、大きくこの二つに分けられるというふうに思っておりますが、このそれぞれがよりの確に機能するようにするというのが今回の改正の一つの目的でございます。

この観点で、今回の法改正では、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員、こういうものを新設することになっております。この改正が行われますと、農業委員の方につきましては、合議体としての意思決定を行うということが中心になりますので、具体的には、農業委員会の総会または部会の会議に出席していただく代議決権を行使して、農地の権利移動等とかあるいは農地転用の許可に当たつての具申すべき意見等を審議する、こういうことをやっていただくこととなります。

これに對しまして、推進委員の方でございますが、こちらの方は担当区域が決まることになりまして、それぞれの担当区域におきまして、担い手への農地利用の集積、集約化、それから耕作放棄地の発生防止や解消、こういった農地利用の最適化の推進に関する具体的な現場の活動に携わっていただくということでございます。

ただ、この際、農業委員会が農地の利用の最適化の推進に成果を上げるためには、両者の連携が非常に重要でございますので、今回の法律の中では、両者の連携規定もきちんと置かせていただいているところでございます。

○池田(道)委員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○江藤委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津でございます。

通告に従いまして順次質問させていただきますが、きょうは農協法等についてまた質問させていただきます。予定なんですが、その前に、先般も少し発言させていただきまして、ロシア二百海里水域内におけるサケ・マスの流し網漁業の口間協議の交渉状況がどうなっているのかということについてお伺いしておきたいというふうに思っております。

これは実際のところ、私が関係者から伺っている範囲では、なかなかまだ本交渉に入っていない状況じゃないか、一方で、かなり大詰めに来ている、こういうこともありまして、いずれにしても、近年は大体、交渉に入っていたら一週間程度で決まったという状況なんです。五月の十四日からの交渉入りから、もう数えて三週間近くたつてきているという状況です。

根室の漁業者、関係者の方々からも、大変、このことについて不安の声もたくさんいただいておりますし、一方で、ロシアの政府の流し網漁の禁止の法律の話もあって、いずれにしても、大変厳しい状況であるということには変わりございません。

一日も早い交渉妥結ということを強く望んでいるんですけども、現段階での交渉の状況についてお伺いしたいと思います。

○本川政府参考人 お答え申し上げます。

御質問の口間サケ・マス政府間協議でございますが、モスクワにおきまして、五月十四日木曜日から開催されております。現在、漁業者の代表者の方、それから外務省、北海道庁、私ども水産庁、これで構成される日本代表団が妥結に向けて鋭意努力をしているところでありますが、三週間を経過してなお妥結には至っていないという状況でございます。

申しわけございませんが、交渉の進捗状況など具体的な事項につきましては、交渉途中でありますのでコメントは差し控えていただきたいと思います。

ただ、漁業者の方々の御不安、私ども非常によ

これは先日の農林水産委員会でも質疑がありました。ただ、そのときに、十分な政府側の答弁というか説明をもう一回きちんとしていただかなければ、ここの争点というのは具体的に见えてこないと思っています。したがって、農協法第八条の改正の趣旨、改めて、少し丁寧な説明をお願い

その一方で、営利を目的としてはならないという規定がほかの協同組合の法律に書かれているかどうかということでございますけれども、消費生活協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、それから労働金庫法、この法律におきましては、営利を目的としてはならないという規定がございますけれども、一方で、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、それから信用金庫法、これに

今回の法改正の大事なポイントというのは、答弁でも何回かいただいていますけれども、いわゆる農家所得の向上に資するということが目的だったと思っています。そのところが七条に明確に書いてきているところなんですけれども、八条の営利目的のところがやはりリンクしてくる話です。

これは本会議で質問させていただいて答弁もいただきましたが、その後で私のもとに、大変重要な、現場的には非常に今までも思っていたことを質問してくれたということで喜びの声をいただきました。まさに、この農業委員会の現場というのは、そうしたレベルアップをしていきたいという強い意欲もあるし、またそういう研修の機会を

もつとふやしていくべきだ、そういう御意見があるというふうに思っています。

したがって、この都道府県の農業会議とか全国の農業会議所、今後、農業委員それから事務局の能力の向上に向けての研修ですとか、組織の底上げを図るような、そういう役割が私は期待されると思っているんですけども、この点についてお示しいただきたいと思えます。

○林国務大臣 今回の法改正では、全国農業会議所それから都道府県の農業会議について、農業委員会の活動をサポートするネットワーク組織として見直して、指定法人に移行した上でその業務を法律上明記することになっています。四十三条でございます。

今、委員からもお話がありましたように、この農業委員会のネットワーク機構ですが、委員会相互の連絡調整をする、優良な取り組みを行っている農業委員会の情報を横展開していく、それから、農業委員、推進委員、職員等に対する講習、研修、今お話がありました農地に関する情報の収集、整理及び提供、こういうことをやって農業委員会の業務をサポートする、こういうことが明確に位置づけられておるわけでございます。

特に、農業委員や推進委員、事務局職員に対する研修について今お話がありましたけれども、これは、農業委員会がそれぞれその機能を發揮していくためには極めて重要であると我々も考えておりまして、国としても、農業委員会ネットワーク機構に対して必要な支援を行っていくことにしておるところでございます。

それから、農業委員会の事務局に関しては、四十三条と別に二十六条五項で、「農業委員会は、専任の職員の配置及び養成その他の措置を講じ、」知識及び経験を有する職員の確保及び資質の向上を図るよう努めなければならない。こういう旨を規定しております、これによって、しっかりと支えていくということの裏づけをしたいと思っております。

○稲津委員 ありがとうございます。ぜひその

方向で進めていただきたいというふうに思っております。

次に、農業農村整備事業の予算の確保ということで、これはぜひ大臣に御答弁をいただきたいと思っております。

直接は、今回の農業委員会法の改正とは違うかもしれませんが、今回の農業委員会のあり方、役割を考えていったときに、人・農地プラン、この話し合いをしつかり踏まえた上で、今度は具体的に、地域の担い手を育成していく、あるいは地域の農家の法人化なんかもいろいろなかわりも持っていく、そして何よりも、農地の集積をしていく中で、担い手に農地をいわゆる集めていく、そういう大事な役割があるんです。

そこで、もう一つ出てくるのが、中間管理機構でも議論されましたけれども、やはりある一定程度農地の整備をする、規模拡大していくということがあると思うんです。

農業委員会が果たすべき役割の延長線上とか、あるいは同じレールの中に何があるかという、当然これは農地の規模拡大、そのための農地の整備、汎用化とか大区画化、これはもう避けて通れないと思うんです。

しかし、その予算がきちんと確保されていない、もしそういう状況があったらこれは非常に悲しいことで、近年の予算状況を見ると、NNのところは、補正ではかなりの対応をしていたんだんですけども、本予算のところが残念ながらそうとは言い切れない状況で、今後ここは最大の配慮をしないといけない、こう思っております。

そこで、そういう意味でも、この農業農村整備対策予算を十分確保すべきということで、大臣の御決意も含めて伺いたいと思えます。

○林国務大臣 今まさに委員から御指摘いただいたように、農業の構造改革を進めて、担い手への農地の集積、集約化、経営規模の拡大を図るためには、その対象になります農地について、農業農村整備によって大区画化、汎用化等がなされているということが大変重要である、こういうふうに

思っております。

集積と整備の関係ですが、例えば、農地整備事業の実施後に担い手の経営規模が拡大している、こういう調査の結果もありますし、一方で、担い手農家への聞き取り調査によりますと、耕作をしてくれと依頼をされた場合に断ったときの理由ですが、区画が狭小または未整備である、こういうものが答えの中では一番多い、こういう調査もあるわけでございます。

したがって、今御指摘いただいたように、農地中間管理機構で農地を借り受ける、貸し付けをやっていく、こういうことを円滑に実施していく、それから、今回の法改正で農地利用最適化推進委員、先ほど触れていただきましたけれども、農地利用の最適化を推進する活動を促進してもらう、こういうことをやっていく上でも、そのものになつていく農地整備、大区画化や汎用化等を推進していくということが欠かせない、こういうことでございます。

まさにそれをやるための予算でございますが、今申し上げたような観点を踏まえて、農地中間管理機構との連携を強化しつつ、事業を計画的に推進するため、必要な予算、なかなか当初予算をしっかりと確保していくということが大変大事であって、それをしっかりと努力してまいりたいと思っております。

○稲津委員 ありがとうございます。

今、大臣から力強い御決意を伺いまして、大変期待をするところでございますが、我が党も石田議員を中心に、私も入らせていただいていますけれども、農業農村の予算の拡充等も踏まえた専門の部門をつくりまして、スタートいたしているところでございますけれども、ぜひそうしたことをこれからも進めていただきたいというふうに思っております。

ほとんど時間が参りましたので、質問の方はこの程度で終わらせていただきますけれども、残り、この農業委員会のところでは、農地利用最適化推進委員は具体的にどのような役割を果たして

いくのか、あるいは農業委員との連携をどのように進めていくのかということ、もう一方では、農業委員会のあり方については一番大事な肝の部分ですので、またぜひ機会がありましたら、その折に質問させていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○江藤委員長 次に、松本けんこう君。

○松本委員 それでは、質問させていただきます。

その前に、きょうは奥原局長さんもおられます。林大臣、ずっと局長にいろいろと勉強させてもらっています、我々維新と民主党の皆さんと勉強会を持たせていただきました。私が一番で悪いものですから、事細かく教えていただいたというのが非常にうれしかったので、そのお礼の言葉だけ、まずは述べさせていただきます。本当にありがとうございます。

と云っておいて、では、質問させていただきます。いやいや、本当にありがとうございます。すからね、局長。

私の時間がちよつとずれたりして、理事会でも大分もめちゃったみたいですが、私の質問の中にもいろいろ入っていますけれども、大臣、今、農林水産省のトップはあなたですので、そしていろいろと野党が質問を、与党の方ももちろん質問するわけけれども、実のあるいい委員会にしたいので、いろいろと難しいことも野党の皆さんは聞いてくる可能性は当然あるわけですよ、その中で、ぜひ、なるべくめめないで、できる限りのいい、委員会以外でもいろいろと質問しているみたいですから、そんなことにも協力してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、農業協同組合法の改正案審議ということでありますけれども、我が国の農業を支える農家、農山村の今後に重大な影響を与える法改正であるというふうに私は思っています。日本の農業が力強く発展し、しっかりと持続してい

くためにも、農協が今後果たしていく役割も大きくなるというふうに私は思っております。

改革派が守旧派かというような、農協が仲間か敵か、そういうことではなくて、党派を超えて、立場も超えて、日本のよりよい農業のあすを考えて議論を進めていきたいというふうに私は思っているわけでございます。

農業の歴史をちよつと考えますと、戦後、農地解放で多くの方が自作農になりました。急激な経済発展の中で工業化が進んで、多くの農山村の青年たちが都会に出ていったわけでございます。高度経済成長を担う人材の供給源がまさに農山村だったということだと思います。

そんな中で、農山村は人口が減り続けてきたわけでございます。少子高齢化というのは昔からではありませんが、人口流出、人口の社会減というのは昔から我が国の中山間地域を苦しめてきた課題でありました。

私は、農協というものを見ると、やはり多面的な機能を見ていく必要があるというふうに思っております。巨額な預貯金を持つ大金融機関の側面、地方の経済と生活を支える社会インフラとしての農協、そして、日本農業を支え、我が国の食料安全保障の守り手としての農家が加盟している農協、いずれも大事なポイントであるというふうに思います。単に改革イエスカノーかというような色分けは難しいというふうに私は思います。

加えて、農協改革というテーマで取り組みを進めるのであれば、地域差というものもやはり丁重に見ていくべきだということに思っております。農協をよりよい姿にしようと思っても、首都圏の農協、大都市圏近郊の農協、また、私の住んでいる大規模化が進んでいる北海道の農協と、全部同じやり方で制度をいじつても、かなり現実とのずれ、想定外のゆがみ、そういうものを結果として生んでいく可能性が高いんじゃないかというふうに私は思っています。

そんな思いを持ちながら、それでは質問させて

いただきたいと思います。

まず、林大臣に聞きたいと思えますけれども、今回の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の概要にこういうことが書いてあるんですね。地域農協が、自由な経済活動を行い、農業所得の向上に全力投球できるようにする。

ここであえて地域農協がと言っているのは、要は、中央会や都道府県中央会が地域農協の自由な経済活動を制限しているという認識があるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

加えて、もし中央会なりが自由な経済活動を制限しているのであれば、具体的にどういった制限が行われているのか、どういうものが失われているのか、いかなる損害が発生しているのか、こういうことを、ぜひ具体的にお話を聞かせいただけたらありがたいというふうに思います。

○林国務大臣 今、松木先生おっしゃっていただいたように、いろいろな地域に農業はいろいろな形態がある、さまざまである。まさにおっしゃる通りでございます。

さらに、今、歴史的な経緯も振り返っていただきましたように、農協法ができたのは昭和二十二年でございます。一番大きく変わったのは、食料が当時は足りなかった、それが今過剰基調になっているということですから、やはり生産者の方もしっかりと売る努力をする。昔のように、足りないときはつくればもう飛ぶように消費された、こういうことであつたと思えますけれども、そこが一番変わつてきて、六次産業化であつたり、輸出をやつたりしなければいけなくなつたということでございます。

それから、まさに今委員がお地元の北海道の例も出されましたけれども、大規模化が進んでいるところもあり、また都市の近郊もあり、中山間地など小規模なところもある。組合員もさまざまになつてきまして、ニーズがさまざまになつてきている。

こういう当時と変わった状況になつてきているということがまさに今回の法改正の大きな背景で

ございまして、こういう状況変化を踏まえて、も

ともと農業者の自主的な協同組織である農協システムを現在の経済環境等に適応したものとしていく観点から見直していこう、こういうことが今回の改革でございまして、それによつてまさに、地方分権と言つておりますけれども、それぞれの地域の農協が、自立、そして自由な経済活動をしていただくということを目指そうということでございます。

したがつて、今回の法改正、今ちよつと最後におつちやつたような、中央会が地域の農協の自由な経済活動を制限したということを理由にこの法案を提案させていただいたというのではないということでございます。

○松木委員 ありがとうございます。

とはいえ、もちろんそれだけが理由だとは僕は言っていないだけども、こういうこともあつたので今回のような改革をするんだという具体的な何か、全中の監査業務が単位農協の活動を妨げたとか、そういう具体例、そういうのは何かないんですかね。局長の方がいいかな。大臣、大丈夫、いいですか。

○林国務大臣 前回の委員会でも、ヒアリングでいろいろな意見を聞いたというお話は御披露をしたところでございます。まさにいろいろな改革をやつていこうということで、今回、中央会のシステムも見直そうということになつております。

単位農協が、中央会が始まつたときは一万ありまして、小さいところもたくさんあつたわけでございますが、これはまさに中央会がしっかりと仕事をしていたのだという結果で、今七百ぐらいになつて、一つづつが規模も大きくなつてきている。また、一つの県で一つのJAだ、こういうこともふえてきているということでございます。また、JAバンク法というのがございまして、信用事業の部分については農林中金が指導権限を持つて

いる。

こういうことで、中央会を取り巻く状況についても制度発足時と状況が大きく変化をしてきてお

りますので、こういうことが、先ほどの状況変化、これを踏まえて改革を行うということにつながつてきている、そういうことでございます。

○松木委員 ということは、特に単位農協の活動を妨げたというような、そういう具体例がある、そういうことはないということではないのか。局長さんの方がいいかな。

○奥原政府参考人 中央会が単位農協の経営の自由を制約した事実がどの程度あるのか、これは事例で明示することは非常に難しいと思つておりまして、といいますのは、農協側の主観的な受けとめ方でありまして、JAグループの一員でございまして、なかなか公然とは発言をしにくい、こういった御事情もございまして。

例えば、一月二十九日付の農業新聞に掲載されましたアンケートでも、JA組合長などの、中央会の指導は各農協の特異性を生かさず画一した面もあるとか、一律な経営指導は改める必要があるとか、それから、全国一律の指導で特徴のない農協となり地方衰退へと進んではいけないか、こういった具体的な意見が紹介されていることは承知をしていこうと思つております。

数の多い少ないという問題がございすけれども、単位農協の自由な経営展開を促すという面で中央会制度を否定的に捉えている、そういう方々がいらつしやるのは事実だと思つておりますので、農協システムを現在の経済環境等に適応したものと見ていく観点から、見直していく必要があるものと考えております。

○松木委員 このことはこのぐらいしておきましようか。余りこれ以上言つと、局長にもお世話になつてい

でも、やはりちよつとこれは問題が、また多分理事会の方でやると思うので、なるべくいい答えをいただけるようにしていただいたらいいかなというふうに思います。私の方ではこの程度にとどめさせていただきます。

それでは、次の質問をさせていただきます。

今回の法改正の目玉、全中監査の強制権排除と

言われていますけれども、全中じゃなくても監査法人に頼んでもいいですよというお話だと思えますけれども、全中監査の強制権を除くことのようなメリットがあるのか、具体的にちよつと教えていただけたらありがたいと思います。

○小泉副大臣 お答えいたします。

今回の改正で全国中央会の監査の義務づけを廃止するわけですが、会計監査につきましては、信金、信組と同様に公認会計士監査を義務づけることによりまして、信用事業を安定的に継続できるようにと考えているわけでありま

す。また、業務監査でございますが、他の民間組織と同様に農協の任意とすることとしておりまして、地域農協が農産物の販売体制の刷新等を進めて農家の所得向上を図ろうとするときに、自由に能力のあるコンサルを選べるようになるものと考えております。

このことで、組合員にとっては安心して農協の信用事業を利用できるとともに、今回の農協改革を契機として、地域農協の役員が従来以上に経営者としての責任を自覚して、農業者のメリットを大きくするよう創意工夫して取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○松木委員 わかりました。

今までのことじゃ安心してできなかったんですかね。いや、ちよつとそこら辺がよくわからないので、そんなに悪いことを全中がしていたとは思わないけれども、せつかくお答えいただいたので、次に行きましょう。

何か、余りぴんとこないんですね。いやいや、副大臣の言ったことが悪いというんじゃないんですよ。ありがとうございました、本当に、答えていただいたんですから。まあ、しょうがないですよ。

では、三問目、次に行きましょうね。改正案では、組合は、事業を行うに当たって、組合員に利用を強制してはならないものとする

という規定が盛り込まれています。これはなぜ盛り込まれたのでしょうか。何となく、事情をよく知らない人がこの改正案に関する資料を読むと、これまで農協は組合員に無理やりいろいろものを買わせたかというのかなというふうに思ってしまうんじゃないかなと思うんですね。

農水省は、過去に組合が組織的に利用を強制したことがあるという認識なのかどうかというのをちよつとお答えいただきたいと思っています。

○奥原政府参考人 今先生から御指摘いただきましたように、今回の農協法の改正では、十條の二というのを追加しております。組合員への利用強制を禁止するという規定を新たに設けることにしております。

農協が組合員に対しまして、農産物の販売ですとか肥料、農薬の購入を強制したり、あるいは、資金を融通するに当たりまして、資材の購入を、農協から買うようにすることを条件にする、こういったことをやりますと、独禁法上の不正な取引方法に該当することになります。農協は独禁法の適用除外ではございますけれども、不正な取引方法は適用除外になつておりませんので、こういう行為をやりますと、現在でも違法ということを取り締まられることになります。

農林水産省といたしましては、これまでにも、農協等に対する監督指針におきまして、農協がこのような行為を行わないことを明記して指導してきたところでございますが、農協の行う事業活動について独禁法に抵触する疑いが生じた場合、これは結構ございますけれども、その場合には、公正取引委員会とも連携をして厳正に対処してきているところでございます。

過去にも、その結果として、公正取引委員会の方から警告あるいは排除命令、こういったものを受けたものが幾つかございます。ことしに入ってから一件出ておりますし、昨年一件警告がございました。こういった状況になっております。

今回の農協改革では、地域農協が、それぞれの地域の特性を生かして工夫をしながら自由に経済

活動をやっていたら、農産物の有利販売など、農業者の所得向上に全力投球できるような環境をつくっていく、これが目的でございます。

したがって、これがきちんできれば、農業者特に担い手農業者から選ばれる、メリットがあるから農協を利用するんだ、こういうことが徹底されるというふうにご考えているところでござい

ます。このために、こうした改革の趣旨に反する組合員に対する事業利用の強制については明確に禁止をして、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねるということを徹底する観点で、この十條の二という規定を新たに設けたところでございます。

○松木委員 わかりました。そういうことですね。今ちよつとやじも飛びましたけれども、現行法でいけばいいのかなとかいうふうにも思うけれども、まあまあ、いろいろとお考えでしょう。一生懸命頑張ってもらいたいなと思っております。

次に、理事の構成についてちよつとお聞きしたいんです。

理事の過半数を原則として認定農業者または農産物販売、法人経営に実践的能力を有する者でなければならぬものとするということが定められておりますけれども、ちなみに、全国の農協でこの新しい条項に合致しない例はどのくらいあるのかなということをお聞きします。

○奥原政府参考人 今回の農協改革では、地域農協が、担い手農業者の意向も踏まえて、農業者の増大に配慮した経済活動を積極的に行えるようにするという観点で、農協の理事の過半数を、これは原則としてでございますが、認定農業者、それから農産物の販売や経営のプロとするということとを定める規定を置くことにしております。

現行の農協法ではこういったルールは定めておりませんので、これに適合しない個別の農協の数は、現在把握はしておりません。

ただ、総合農協の全国の平均的な姿で見ますと、一農協当たりの理事数は普通二十人ぐらいでござ

いますけれども、一方で、現在の七百農協を前提としますと、一農協当たりの認定農業者の数は平均で約三百人いらっしゃいますので、必ずしも実現困難な要件ではないというふうにご考えております。

ただ、地域によっては、認定農業者の数が少ないなど、原則どおりの役員構成とすることが困難な事情もあることは十分認識をしておりますので、このため、この理事構成の要件につきましては、あくまでも原則とした上で、適切な例外を設けるということにしているところでございます。

いずれにいたしましても、制度の運用に当たりましては、実態調査を行うことなどによりまして、制度の趣旨を踏まえながら、現場の実態を踏まえた適切なルールになるように十分留意していきたいと考えております。

○松木委員 わかりました。

そうしたら、次、改正案のこの部分で言う認定農業者についてですけれども、この制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的、安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度と農水省のホームページに載っているんですね。

そうすると、間接的にですけれども、行政の側が理事の有資格者として望ましい人物というものを定義づけることにつながるという気もするんですけれども、理事の過半数はこういう人にしなさいという条件の一つに挙げるわけですから、地域農協の自主性、自由な経済活動というものをあれほど強調されていたわけですが、一方で行政の関与については強めるべしという主張をするのはいささか矛盾しているのではないかと、うふうに思っていますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

○奥原政府参考人 農協が地域の農業者の方と力を合わせて農業所得の増大に向けて適切に事業運営を行っていくという観点では、やはり農業に積

極的に取り組んでいただいているこの担い手の意見が農協運営に的確に反映されるということが重要であるというふうに考えております。

その一方で、食料・農業・農村基本法第二十一条では、効率的かつ安定的な農業経営を育成して、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う、そういう農業構造を確立するということが明確に規定をされているところでございます。

食料・農業・農村基本計画、これは閣議決定で決めているものでございますが、この中では、この主要な構造を担う担い手といたしまして認定農業者をまず掲げております。

認定農業者は、今御紹介ございましたように、農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的かつ安定的な農業経営に向けた経営改善計画をつくって市町村の認定を受けた、こういう方ということですが、この認定農業者が担い手の一番中心的な存在でございます。

そのほかに、将来認定農業者になることが見込まれる認定新規就農者の方も担い手でございますし、それから、将来法人化をして認定農業者となることも見込まれる集落営農組織、こういったものも担い手であるというふうに思っておりますが、こうした担い手の中でやはり中心になっておりますのは、この認定農業者の方でございます。数からしましても、現在、二十三万経営体いらっしゃると思います。それから、現在、農地利用の五割が担い手のところに集積をしているということとをたびたび申し上げておりますけれども、これの大宗も認定農業者が利用している、こういうことでございます。

こういったことも考慮いたしまして、今回の農協改革では、農協の理事の過半数を、原則として、この認定農業者、それから販売や経営のプロの方というのを入っておりますが、こういう規定を置くことにしているわけでございます。

ただ、地域によっては、この認定農業者の数が少ない、こういうケースもございますので、適切な例外規定は設けるといふことにもしております。

す。

また、この認定農業者を特に書いてございますけれども、具体的にどなたを理事にするか、これにつきましてはあくまでもそれぞれの組合でもって判断をしていただくということでございますので、確かに、認定農業者そのものは市町村が認定をする、そこはございますが、それによって組合の自主性を阻害するものになるとは考えてございません。

○松本委員 そんなに行政がぎやぎやあ口を出すつもりはないんだというお話だったと思えます。はい、わかりました。

いろいろな意見がありますからね、それは何とも言えないところもありますけれども、悪いものをつくらうと思っている人はいないはずですから、そういうふう聞いておきます。

それでは、農業、経済的にもうまくいって発展していく、これはもう本当に一番いいことだと思いますけれども、一方で、経済原理だけではない部分で農業がやはり大きな役割を果たしているということも事実だと私は思うんですよ。

農業の議論をしますとよく出てくる言葉、多面的機能という言葉であります。美しい景観もそうでしょうし、山林の保水機能、自然を守るとか、あるいは棚田とかああいうのに代表されるように、水田のあの景観もいいですね。水田ということであれば、ダム機能も持っているわけです。

こういったものも、生産性が低いから、利益が少ないからということで切り捨てていいものかどうかという点では私は思うんです。無論、経済原理は大事でありますけれども、それだけではやはりいけないと思います。営利一辺倒になることが万が一にでもあれば、多面的機能が失われ、大きく国益を毀損することになりかねないというふうに私は思うんです。

今回の農協法改正審議に当たって、改めて、大臣に、農業の果たす多面的機能の大きさと、そしてそれを機能させる意味でも、経済原理一辺倒ではないんだよ、こういう意思表示をちょっとお願い

したいなというふうに思うんです。営利目的を禁じるという条項が削除されているということもありまして、そこら辺で、ちょっと大臣の御所見とこのを伺いたいと思います。

○林国務大臣 まさに委員がおっしゃっていたように、農業は、食料の生産、販売による経済活動を通じて、地域の基幹産業としての重要な役割を有する、これだけではなくて、国土の保全、それから農山漁村の景観形成、さらには学習、保養の場の提供、こういった多面的な、お金に換算できない機能を有しておる、こういうことでございます。

こうした農業、農村が有する潜在力を引き出して国内農業の活性化を図っていくというためには、それぞれの施策ごとにその目的、対象、施策の内容を明確にして、どちらを主にやっていくのかというのを明確にして、効果的に推進していく必要があると思っております。

先般閣議決定しました食料・農業・農村基本計画、またその前の農林水産業・地域の活力創造プランでも、産業政策、農業の成長産業化を図っていく、これとともに、将来にわたって農業、農村の持つ多面的機能の維持、発揮を図る、これを地域政策というふうな位置づけで、産業政策と地域政策、両方あるんだと。これを、それぞれの目的に応じて政策体系を整えて、車の両輪として進めていくことにしておるわけでございます。

それぞれの地域の実情に即してこの二つをしっかりと組み合わせ、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現、これをしっかりと図っていきなさいと思っております。

○松本委員 ぜひ、大臣、頑張ってもらいたいと思います。

まだいっぱい聞きたいことはあるんだけれども、時間が来ました。

准組合員の問題というのがあったじゃないですか、これは自民党さんの方で頑張って、もう先に落としてやって、さすがだなというふうには私は思っているんです。高い球を投げて、このぐらい

でストライクかなとか、いろいろなことの言い方がありますけれども、でも、本当に一生懸命、やはり自民党さんというのは今政権を持っているわけですから、責任を持った御態度で、頑張ったなと思いますけれども……（発言する者あり）いやいや、褒め殺しということはないよ。

それで、この准組合員の問題もまたどこかで出てくるのかなという心配がちよつとあるんですけども、やはり地域によって随分違うと思うんです。

北海道なんかは、私は、北海道二区という吉川筆頭と同じところに今いるんですけども、その前は北海道十二区というところだったんですね。ここは本当に広いところで、ガソリンスタンドとか、そういうのもやはり農協さんが経営されているというのが非常に多くて、こういうのがやはり地域の人たちには大変役に立っているというのがあったので、そういうものがこれからもなくならないようなことだけはお願いしたいなというふう

に思っております。

それと、農業委員会の話もちよつとしたいんですけれども、公選制から市町村長の任命になるということでございますけれども、これもどんな影響がこれから出てくるんだろうとかも聞きたかったです。

そしてもう一つは、いろいろな制度の変更で、将来的に株式会社農地の所有を可能にしようということを目指しているようにもちよつと見えるんですけれども、いづれにしても、いい農業改革、農政改革であつてもらいたいというふうに本当に心から思います。

大臣、今ちよつと私がばらばらと話しましたけれども、もし何かあれば、最後、もう時間がないので端的で結構ですから、お答えください。

○林国務大臣 いずれも大事な論点でございますので、准組合員は、まさに実態調査をして、検討していくことにいたしましたし、それぞれの論点については、先生の御意見も踏まえて、しっかりとやってまいりたいと思っております。

○松本委員 どうもありがとうございます。
農水委員会は、委員会全体で農業をよくしようという会ですので、皆さんで頑張ってくださいましう。

以上です。

○江藤委員長 この際、暫時休憩いたします。
午前十時五十六分休憩

午前十一時九分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岸本周平君。

○岸本委員 民主党の岸本周平でございます。
それでは、休憩後、質疑に入らせていただきます。

きょうは、附則の条文について、大臣の御所見を伺いながら議論を進めていきたいと思います。主として、法附則第十三条第五項及び附則第九条と、法附則第五十条第一項及び第二項について議論をさせていただきたいと思ひます。同僚議員の皆さんは既に条文をお読みだと思ひますので、私が何を聞こうとしているかわかりだと思ひますが、監査機構の話であります。

今、理事会でどういう御報告があったか、私ども平委員には届いておりませんが、少なくとも、JA全中が業務監査、監査の中に会計監査も入るのかどうか、業務監査なり会計監査をすることが単位農協の自主性を奪った例があるのかという事実関係は出てきておりません。立法事実がないにもかかわらず質疑を行うというのは大変不本意でありますけれども、玉木理事からのたつての要請でありますので、大変愉快ではありませんが、質疑をさせていただきたいと思ひます。

この附則というのはどういふことかといふと、要すれば、経過期間の間にはできるだけJAの全国監査機構をソフトウェアングさせるという考え方で、丁寧につくられていっていると思ひます。そのことは当然、責任ある政府としてはやるべきこ

とだろうと思ひますので、そのことについては、私はこれから建設的な議論をしていきたいと思ひます。

もう一度言いますけれども、立法事実が出てくるという前提で質疑を続けていただきたいわけでありまして。本来、そういう事実がある前提で、では、JA全中の改革を皆さんなりしたい、監査を外出されたい。

JAの全国監査機構を外出されるということは、大変な御決意が要るわけでありまして。ということは、経過期間が過ぎれば、JA全中の全国監査機構が新たに監査法人に生まれ変わられた後は、全く普通の監査法人と同様に扱われるということでありまして。当然であります。公認会計士協会の一員となつて、大変厳しい公認会計士協会のいろいろな規則を守つていただかなければいけないわけでありまして。よもや二流の監査法人になるおつもりもないでしょうか、品質管理を徹底され、大勢の公認会計士を雇われ、胸を張つて立派な監査人となられる努力をなさるわけでありまして。

そういったしますと、現在監査機構には、約五百人を超える五百五十八名の職員がおられます。そのうち農協監査士が三百四十一人、そして公認会計士の資格を持たれていない方は試験に合格をされている方が二十九人おられます。

現在、わずか二十九人の公認会計士で会計監査をなさっているわけでありまして、グローバルスタンダードから考えると、およそ監査人たり得ない、大変弱小な監査法人という形になります。品質管理も、わずかのところから品質管理を始めています。びつくりしました。品質管理をおとしから始めていますね、わずか三十人足らずで。これではどうしようもないです。大変厳しい公認会計士業界で稼いでいくことは不可能だろうというのが、衆目の一致するところでありまして。

さあ、そこで頑張つていただかなきゃいけない。その間の期間にどれだけのことをされていくのだろうか。

今申し上げましたように、農協監査士は三百四十一名であります。一方で、公認会計士、なかなか資料を出していただけないので、この方々がどういふ方々なのかよくわかりませんが、内部からの方もおられる、都道府県中央会からの出向者の方も十二人ぐらいいらっしゃるようでありまして、二十九人。

JA全国監査機構のトップは、公認会計士の方であり、日本でもトップの監査法人のトップをさされていた方でありまして、当然のことながら指導されていただいましょう。おまえら、公認会計士の資格取れよと当然指導されるに違ひない、私ならそうしますから。

しかし、全体の農協監査士の一割にも達していない人しか公認会計士の資格を持っていない。試験に合格していない。

ということは、客観的に申し上げると、農協監査士の試験は、公認会計士の試験に比べれば相当易しい資格試験であることが推測されるわけでありまして。

この人たちは、これからどうするんですか。大変です。では、頑張つて今から公認会計士の試験を受けるのか。だつて、農協監査士だつたら補助者ですよ、補助者。監査できません。補助者ですよ。出向者がほとんどです。八割出向者です。では、都道府県中央会へ戻つて普通の職員になるんですか。あるいは、農協のグループを見限つて転職するんですか。人生の曲がり角でありますよ。

この彼らの生活をどう考えるのか、彼らの人生設計をどう考えるのか、これは改革をされる政府には責任があります。大臣、その責任は痛感されていらつしやいますか。

○林国務大臣 岸本委員は財務省にもおられますので、今は大変お詳しいところの部分で、本質的なお話だつたと思ひます。我々が党内で議論したときも、移行といふことを前提に議論をしますと、やはりその部分は大事だろうと。

推測をされるとおっしゃられました、その部分、試験のどちらがどう難しく、今の農協

監査士の方と公認会計士の皆さんがどうかといふのはいろいろ議論のあるところだと思ひますけれども、監査法人や公認会計士といふことになりまして、金融庁の企業会計審議会が監査基準といふのを定めております。また、監査に関する品質管理基準、それから、公認会計士協会が監査事務所における品質管理の規程、こういうのがございまして、これがしっかりと要求されることになる。

ですから、会計監査を適切に行うための適性や能力を備えた十分な専門要員が確保されなければならぬ、こういうことになるわけでございます。ここに移行していただくといふことをしっかりと認識して、それが円滑に移行していただくように適切な配慮をしていこう、これが与党の取りまとめにも明記をされておりますので、しっかりとその部分は意を用いて運用を、法律が通った暁にはさせていただきたいと思つておるところでございます。

○岸本委員 ありがとうございます。

大臣と問題意識は共有していますが、ただ、大臣は法律が通つてからとおっしゃいましたけれども、これは役所の仕事ですから、法律が通る前から万端の準備をしていただかないと、法律が通つてから準備しますといふのではないさか、それは経営局長の名前が泣くわけでありまして、経営局長は準備しているはずですから、準備していかつたら辞表を書いてもらわなきゃなりません。法律が通つてからでは遅いんです。

経過期間は少しありますけれども、十全に保障があつて、用意ドンでスタートする。法律を書くといふのはそういうことだろうと私は、少なくとも政府側にいた人間としては、それが我々政府の、今我々は政府じゃありませんが、政府側の責任のとり方だと思つております。

そこで、幾つか御質問したいんですが、まず、今、都道府県中央会のことを申し上げましたので、そちらからお聞きをしたいと思ひます。

今、農協に対して監査を行っているのはJA全国監査機構でありまして、平成十六年の農協法の

改正で、ここしかやっちゃいけない、JA全国監査機構しか実は監査をやっちゃいけないということになっています。それを今回復えらるるわけでありです。

したがって、都道府県の農業組合中央会は、現在監査業務はしていません。監査業務はしてありませんが、今回の法の附則第十三条の五項及び十九条を見ますと、監査事業が行えることになっております。これは、いろいろな報道には出てきませんし、農水省がいろいろな場面で説明するときに省略する部分であります。

私も、さつき松本先生がおっしゃった勉強会に出て、逐条で勉強して初めて知りました。それまで、農林省の官僚の方は、説明に來られますがわざと説明をされない。うそはついていません。それを見抜くのが我々立法機関の仕事ですから。私も齋藤健さんもやっていました。うそは言いませんけれども説明しないというのは、官僚の最もすばらしいテクニックなんです。聞かれなければ答えない、これが官僚の王道であります。しかし、勉強すれば、都道府県の中央会が何と突然監査ができるようになっていくんです。

国民の皆さん、インターネット中継を見ている皆さん、よく覚えておいてください。突然、都道府県の中央会が監査ができることになっちゃっているんです。誰も知らないんです。そうやってさくさくといういろいろなことをなさるといのが、これも官僚の王道でありますので、批判はしません、これについてお聞きをしたいと思います。

ここで言う監査はどういう監査なんでしょう。これがよくわからないんです。ここはなかなか局長も教えてくれなかったんです。

業務監査と会計監査しかないで、業務監査と会計監査なんです。少なくとも、三十七条の二の会計監査に県の中央会がなれるのかどうかはポイントなんですけれども、三十七条の三を読むと、会社法の三百三十七条が準用されていまして、三百三十七条は、「会計監査人は、公認会計士又

は監査法人でなければならぬ。」という条文であります。

これは準用されていますので、そうすると、素直に読みますと、県の中央会が会計監査人ではあります。なれません、三百三十七条を準用している以上、第三十七条の二、こういう理解でよろしいでしょうか。それとも、私の読み方が間違っているでしょうか、大臣。

○林国務大臣 まず、先ほどもちよつと触れさせていただきましたように、党で政府と議論しながら与党の取りまとめというのをやりましたけれども、そこに、「会計監査については、農協が信用事業を、イコールフットイングでないといった批判を受けることなく、安定して継続できるようにするため、信用事業を行う農協（貯金量二百億円以上の農協）等については、信金・信組等と同様、公認会計士による会計監査を義務付ける。」というふうになされております。

これを受けているいろいろな条文を整備していった、こういうことになるわけでございますので、今御指摘のあったところは、監査事業の中の会計監査の部分でございますが、会計監査人による法定監査以外の、会員の求めに応じて行う監査、したがって、二百億円未満の貯金等の農協の会計監査とそれから業務監査、こういうことになるわけでございます。そういうたてつけになっているというところでございます。

○岸本委員 今のですと、貯金量及び、等というのは負債なんですけれども、負債の額が二百億円以上のものは会計監査を受けなければならないというところになっていて、したがって、当然、十三条の第五項、任意で監査を受けるというのは業務監査のことです。ね、二百億円以上のところは、二百億円未満の単位農協は、会計監査なるものを、公認会計士でもなければ監査法人でもない県の中央会から受ける。任意で受けるというのは、これはどんな意味があるんですか。

○林国務大臣 ちよつと御質問の趣旨をちゃんと捉えているかどうかかわかりませんが、移行後の農

協連合会の業務で、法の附則の第十三条の五項で、会員の要請を踏まえた経営相談、監査、会員の意見の代表、会員相互間の総合調整ということを書いてあります。

連合会の事業について、農協法の十条一項の方に監査事業が含まれておりませんので、都道府県中央会から組織変更した農協連合会が引き続き監査事業を行うということに附則によって措置した、こういうたてつけでございます。

○岸本委員 私の言いたいのは、業務監査なら結構なんです、業務監査なら。業務監査ができるということはいいんですけれども、貯金量と負債額が二百億円未満の農協の会計監査ができるとおっしゃいましたので、それはできるのかなと思っただけなんです。

そこは、業務監査はできるんでしょうけれども、いわゆる会計監査は、公認会計士もしくは会計監査法人でないといけないことを、私も必ずしもプロフェッショナルではないのであります。説明された方がいいんじゃないですか。どうでしょう、大臣。

○林国務大臣 岸本委員がプロフェッショナルでないと言われると、私もそれ以下でございますが、これは法律でそういうふうにならなければならないというところでございます。業務監査にとどまらず、二百億円以下のところの、二百億円というメルクマーがまさに会計監査の線を引き出すというところで、要するに、信金、信組と同様なものを二百億円以上のところは義務づけることによってイコールフットイングという考え方でございますので、そうでないところについては、別途個々の法律で定めることによつてやれるようにする、こういうことだと思っております。

○岸本委員 それでは、その点についてはちよつと留保させていただいて、私ももう一度勉強して、何度も何度も質問の機会をいただけたらと思っておりますので、その際に質問をさせていただきたいと思います。ちよつとそこは非常に難しいところな

ので、それは法律の解釈ですので、少し勉強させていただいて詰めたと思います。

いずれにしても、では、その二百億円以上の預金残高、負債高のある農協に対して業務監査をするということでありましょう。

何でこういうことをお聞きするかというと、業務監査してあげて結構なんです。が、何でもやっていたなかつた業務監査を都道府県中央会がするのかな、こう思うわけでありまして。今までやっていないわけですから。

業務監査というのは、片仮名で言うところのコンサルティング業務なんですけれども、そういうコンサルティング業務をできる人が都道府県の中央会ににわかにかから降つてきて、あるいは、今まで別の業務をやっていた人が、にわかにかコンサルティング業務ができる有能な方がたくさんおられてやられるのかなと思つたときに、農協監査士という方がたくさんいらっしゃるわけですから、実は、都道府県中央会からの御出向の方が、農協監査士三百四十一人のうち三百三十一人。さつき、八割と言いましたけれども、八割を超えていますね。

実は、この農協監査士の方々というのは、従来、業務監査もし会計監査もしてきたわけでありまして、けれども、出向というのがよくわからないんです。ね、私には。JA全国監査機構にいる農協監査士の方々が出向者だ、この人たちの生首をどうするのか、本当にこの人たちの能力をどう生かしていくのか、人生をどう幸せにしてさしあげるのかということを考えたときに、さつき大臣は法律が通つてからとおっしゃいましたけれども、それは法律をつくる前に、少なくとも農林省は考えていたのかなきやいけません。

そのときに、さつき言いましたように、お幾つぐらいの方なんだらうか。いや、二十代、三十代だったら、結構今優秀なんです。選挙区の皆さん御存じのとおりで。JAなんか入れないですから、優秀でない。JAの単位農協に入るといふのはすごく優秀な、必ずしも昔のように農家の

息子さんとか娘さんじゃなくて、とてもいい大学を出て、そして、中で金融、共済とかJAバンクをやっている人は本当に、地方銀行の職員より優秀ですよ。同じような方が多いですよ。

ここに一人例がいますけれども、とても優秀な職員さんがおられるわけで、その中で特に選ばれて農協監査士になっておられるので、若い方、二十代、三十代の方はちょっと頑張つて公認会計士試験受けなさいよ、人生も広がりますよ、それでJAに貢献してよという話もある。五十五歳過ぎた方に、今から公認会計士試験受けて頑張つてねというわけにも、なかなかこれは難しいかもしれない。いや、それはもう人それぞれですけどね。

そうすると、新しく県の中央会に主として業務監査という仕事を与えるのは何なんだろう。例えば、農協監査士の中で、人生設計の中で一つのルートなのだろうかと思つてみたり、わかりません、これから聞きますけれども。

つまり、本当に今まで一生懸命やつてくださった、JAの新監査法人になる中、これから世帯を、屋台骨を支えなきゃいけない人たちの人生をどう考えるのか。これは考えていただいていると思うんですね。

出向というのは、まず勤務実態を教えてください。出向している人はどこで働いているんですか。東京で働いているんですか。都道府県の中央会のオフィスでもや働いているんじゃないですか。

それから、やはりこの人たちが大体お幾つくらいの方なのか。これはわずか三百人の話ですから、その人たちが、例えば二十一歳の人が何人、二十二歳の人が何人というのは、総務部に言えば、パソコンがありますから、五秒でピツと、エクセルでピツと出るはずなんです、年齢構成というのは、絶対、この農協監査士の方々の年齢構成も含めて、ピツとエクセルで出して、その方々のうち、年齢で、この方はこういう処遇をする、こういう方々にはこういうチャレンジをしたらどうということを考えていらつしやるはずなんです。も

し考えていないとするならば、これは大変な落ち度であります。

なので、その勤務実態とそれぞれの年齢構成について、別に一歳ずつがお嫌いな五歳刻みでも結構ですよ。それは人事管理の要諦でありまして、そういうことを農林水産省が十分考えてこの附則をつくつていて私は信じています。

大臣、どうですか。

○林国務大臣 まず、都道府県の、最初の方で尋ねがあった県中ですが、今度新しくこれが監査をやる。業務監査をやるというのは、必ずやるというんじゃないで、頼まれたらやる、やるべきことができるという事でございますので、あくまで地域農協がお願いすればできるといふことでござい

ます。

今お話のあった農協監査士ですが、まず、与党の取りまとめにおいても、「政府は、農協監査士について、当該監査法人等における農協に対する監査業務に従事できるように配慮するとともに、公認会計士試験に合格した場合に円滑に公認会計士資格を取得できるように運用上配慮する旨」規定する。こういう取りまとめをしておるところでございまして、そこも随分議論があつたところでございます。

まさに今、委員がおつしやつたように、年齢が若いからみんな受けるのか、五十五と言われたら、私も五十四なので微妙だと思ひますけれども、五十五だつたらもう受けられないという事じゃないとは思ひますけれども、そこは非常に配慮が必要だろうといふことを議論して、与党として示していただいたといふことでございます。

そこは、先ほど法律が通つたらと申し上げたのは、通らないうちに何でやつているんだとお叱りをいただく困るので、形式上そういうふうにし上げました。野党の先生からそういうふうによつておけと言われるのは大変ありがたいことですから、しっかりと準備は、できることはしたい、こういうふうにしてあります。

そこで、全国監査機構へ出向している職員の勤

務実態ですが、これはもうまさに全中の話でございまして、詳細を我々として把握しているわけではないですけども、出向者も含めて、その職員については、全国監査機構で適切に管理がなされておると思つております。

全国監査機構は、御案内のように、東京の大手町に主たる事務所があつて、四十七都道府県に都道府県監査部というのを設置しておられるということですから、出向者と言われている方は通常この都道府県の監査部で勤務をされておられるのではないかと、こういうふう聞いております。

この都道府県の監査部において、主に当該の都道府県に所在する総合農協の監査を担当しておられるんだらう、こういうことでございます。

せめて五歳刻みでの年代構成といふことでございしましたが、これは先生からの御依頼があつたので全中に確認をいたしました、そういう整理、公表はしてないといふことでございますので、この場においてお示しすることはなかなか難しい、こういう状況でございます。

○岸本委員 済みません。林大臣に大変歴史に残る答弁をさせてしまひまして、まことに申しわけなかつたです。

職員の年齢構成がわからない人事部というのは、皆さん、あり得るでしょうか。

インターネット中継を見ている全国の農協監査士の皆さん、今、聞きましたか。皆さんの親元の全中は、皆さんの年齢構成を人事部は知らない。知らなくて皆さんの給料を決めていらつしやるということが、今この議事録に残つてしまひました。大変残念であります。

そして、私は、本当に尊敬する林大臣に申しわけないんですけども、それは全中もひどいけれども、やはり農林水産省として、いや、それは別に年齢で、さつき私も言ひましたように、人それぞれですけども、これは目玉ですよ、監査機構を外出するというのは。

附則というのは、この人たちがどう移行していくかといふことをたくさん書いてある附

則ですよ。この法律は前代未聞で、附則の条文の方が本文より多い。それは、そうやって丁寧に丁寧になさうという政府の気持ちですよ。

それは、さつきも言ひましたように、役人はみんな悪気はないんです。一生懸命やつてい

ます。本当なんです。ただ、その中で、農協監査士の人たちの年齢構成もわからないで作戦を考えるといふのはあり得ないと思ひます。

それから、さつきも言ひましたように、人事部が、少なくとも私も民主党は、大変へんてこりんな政党かもしれないけれども、うちの民主党の、私も役員をやつていましたけれども、職員の年齢構成は調べています。うちの民主党の事務の職員の年齢を一歳ずつ何人いるかと言われたら、お出しできます、誰も求めないかもしれませんが。

何でJA全中が、人事部が、職員の年齢構成がわからないのか。それは私にとつてはあり得ないのです。かつ、農林水産省の担当部局がそのことを勉強もしてないといふことについて大変びっくりしております。この資料が、これは立法事実なんです。私がこれから事細かく、場合によつては、次では局長にも聞きましよう、細かい条文ですからね。政府参考人と呼んでも、私は呼ばない方針ですけども、場合によつては呼んでもいいかもしれない。法制局を呼んでもいいかもしれない。これからこの附則の条文をきちんと議論する前提として、この農協監査士の皆さんの実態がわからないでは、私は責任ある審議はできませんので、これ以上の質問はやめさせていただきます。

委員長、時計をとめてください。

○林国務大臣 議事録に残つておりますが、先ほど私が申し上げたのは、全中がそれを知らないといふ申し上げてはおりませんで、年齢構成について整理、公表していません。

当然、あらゆる組織ですから、今、委員がおつしやつたように、人事部は採用もされておられると思ひますので、どういふ方が何歳でいふのは全部知つておられると思ひますが、それを整理、

公表していないということで、我々として、この場においてお示しすることはこの段階でできないと申し上げたということでございますので、念のため申し上げておきます。

○岸本委員 示してください、それは立法事実として。だから、五歳刻みでもいいと申し上げたのはそういうことです。別に個人情報でもありません。

我々が立法事実として議論をするために必要なデータですので、お出しいただくまで、私は質問をとめさせていただきます。

委員長、時計をとめてください。

○江藤委員長 岸本君に申し上げます。

御提案の点については理解をいたしますが、理事会の協議に回させていただいて、その他の件について、ぜひ質疑を続けていただきたいと思います。

非常に広範な法案でありますので、その他の点についてもたくさん質疑は可能だというふうに委員長は判断いたします。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○江藤委員長 速記を起こしてください。

○岸本委員 それでは、これまで大変公平中立に運営をしていただいていた委員長にお任せをした上で、私の質疑を続行させていただきたいと存じます。

まず、冒頭申し上げましたように、新しく生まれ変わる新監査法人は、新しい、例えば会社法ですとか金商法の世界に、あるいは公認会計士法の世界に入っていたくわけですが、そもそも、独立性に関する指針というのがあります。公認会計士協会倫理規則、独立性に関する指針というのがあります。

この会計監査の世界の独立性といえますのは二つに分かれます。一つは精神的、精神的な独立性と外観的な独立性、この二つを有していなければならぬということでありまして、

恐らく、全中から分離した新しい監査法人は、

精神的には独立性を保つていただけるということにはわかります。しかし、外観的な利害関係は残りますよね、どうしても。

どういう監査法人のお名前になるのかわかりませんし、また、これもすばらしい附則があつて、JA全中はなくなるんですけども、全中という名前を使つてもいいよという親切な附則がついていますので、全中は全中のまま残ります。形は一般社団法人かもしれないですけど、残り残ります。それと、新しい監査法人の、どういう名前になるかわかりませんが、これまた、先日私が不規則発言をしたように、名は体をあらわすんです。

そうすると、外観的な独立性というのは著しく損なわれます。これは国民から見るときに、大丈夫ということになります。これは直さないといふ新しい公認会計士業界では生きていけないんです。そういうところは認められませんが、独立性に関する指針に違反しますから。

この法律を一生懸命読みましたけれども、その新しい監査法人が全中からの支配力は及んでいませんよということを明確に認識できるシステム設計は、この法律のどこにも書いてありませんでした。本則にも附則にもありませんでした。

これは大問題でありまして、これはどうしますかね。どこかで、外観的な独立性を保つためのシステムをつくらなければいけないと思うんですが、林大臣、どう思われますか。

○林国務大臣 監査法人、公認会計士等が監査を行うに当たっては、今まさにおっしゃっていただきましたように、指針で、公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない、それが今おっしゃったことでありまして、被監査法人等からの独立性が求められているわけでございます。

まさに今回、全国監査機構というのは全中の中にあるわけですが、これを外出して新たに作るものは、公認会計士法に基づく監査法人をつくる、こういうことでございまして、監査法人、公認会計士法に基づいてできたものがこの倫理規

則や指針をしっかりと遵守していただくということだ、こういうふうな思っております。

今、委員が御質問されたシステムというのがどういう意味を……(岸本委員「仕組み。仕組みというのか枠組み」と呼ぶ)仕組みというのが具体的にどういふことなのか、ちょっと質問をよく把握していないのかもしれないですけど、まさに公認会計士法に基づいて監査法人をつくる、そこがしっかりとこの倫理規則、指針を守ることではないかというふうな思っております。

○岸本委員 全く新しく生まれ変わつて、岸本監査法人として農協の仕事をしていいんだという結論なんですけれども、どうもそうでもない。

ちょっとした、やはりJAという名前、それはお好みですから、JA何たらかんたら監査法人で、しかも、さっき言ったようにJA全中というのは名前として残りますので、外観的な独立性はそこで保てないですから、そこでの支配力が及ばないような形を、私もちょっと今にわかに具体的なアイデアはありませんが、それは御提案されている皆さんの方でお考えいただきたいと思いますが、外観的な独立性を保つためのルールづくりをぜひお考えいただきたいと思ひます。

これはぜひ次の質疑までに何がしか、事務方に宿題をおろしていただいて、勉強していただきたいというお願いが一つ。

もう一つ。では、一般の監査法人はどうしているか。

これは、一般の監査法人でも小さなところは、例えば一つのAという企業あるいはBという企業グループだけを主なクライアントとする、この点において実は外観的な独立性が失われるんです。例えば、佐々木監査法人が岸本株式会社グループだけをクライアントにしていて監査している、それは明らかに外観的な独立性はないですよ、お客さんは私だけですから。

では、どうするかというと、一般の監査法人では、当然ですけども、これは公認会計士協会の御指導をいただいてセーフガードというのを、業

界用語でセーフガードというんですけども、つまり報酬を決めるんです。大体五〇%というのがルールですね。つまり、特定の企業ないし企業グループからの報酬は、五〇%は超えないように運用します。佐々木監査法人は岸本グループからの仕事は四割にします、残り六割は小山グループあるいは金子グループから商売をもらいますので、五〇%を切るの、だから外観的な独立性が保たれるんです。これが常識なんです。

だとすれば、少なくとも、その新しいルール、これはつくりにくいんですよ、大臣、実は。私にアイデアはないと申し上げましたけれども、つくれない、つくりにくいと思ひます、新たに。法律の条文でも難しいでしょうし、通達でできるかどうかわかりませんが、JA全中から切り離された新しい監査法人がもとのものと外観的な独立を保てるルールづくりというのは実は難しいんです。

そうすると、新しい監査法人が公認会計士業界の参加者になった途端、このセーフガードをつくつていただかないと生きていけないんです。したがって、農協グループからの仕事は少なくとも半分以上にするセーフガードをつくつていただかなければいけません。本当ですよ。冗談じゃありませんよ。これはそういう業界なんです。

そういうことは御存じでしたか。それはできますか。可能ですか、大臣。

○林国務大臣 与党の取りまとめにはいろいろなことを先ほど申し上げたように書いておりまして、その下に、政府は、以上のような問題の迅速かつ適切な解決を図るため、関係省庁、これは金融庁も当然含まれると思ひますが、それから日本公認会計士協会及び全国中央会による協議の場を設ける旨規定するというところで、これが附則の五十条の二項ということになっております。

まさに、そこで円滑に移行する、それから公認会計士協会にも所管の金融庁にも入っていただきますので、それをやった上で、先ほど申し上げましたように、指針や基準というものをきちっとクリアしてもらう、これはここできちんと協議を

してもらわなければいけない、そのためにわざわざ附則に明記をしてしつかりとやっていく。

それは、要するに、岸本委員や私がこの基準に反しているかしていないかというのを判断するということではなくて、この基準は、やはりそこでつくられた皆さん、また自律的なものであれば公認会計士協会の皆さんが判断されるということでありますから、まさにその場においてそういう議論をきちっとするというところでその附則を入れさせていたのだ、こういうことでございます。

○岸本委員 答弁としてはそういう答弁だと思えます。移行期間はそうかもしれません、移行期間は。だから、移行期間はいいですけども、未来永劫、新しくできた監査法人が二流、三流の、公認会計士協会の規則から離れた、とてもいびつな監査法人として生きていくことなんかはあり得ないわけです。移行期間はいいですよ。だけれども、移行期間はそんなに長くはないです。

それから、公認会計士協会というのは非常にシビアな団体であることは申すまでもありませんから、この四者協議だってそう簡単なものではありませんし、金融庁だってそう甘い役所ではありませんから、やはり国民から見るときに、移行期間が終わった後まで特別扱いがあることは絶対あり得ない。その移行期間においても、特別に特別に扱うということではなかなか通らないのではないかと思います。

そうすると、申し上げたいのは、まさに普通の監査法人にならなきゃいけないわけです。そのためには、公認会計士が三十人では、品質管理上およそ問題外だと言われています。

御存じのとおり、品質管理というのは当然自分たちでやるわけですけども、品質管理というのは、業界用語で済みません、いわゆる監査の品質をどうやって管理するか。自分たちで管理するんですけれども、自分たちだけで管理するのは当然いけません。第三者のレビューが要ります。これは、基本的には公認会計士協会がレビューをします。そこで、そのレビューからある水準に達し

ていなければ直さなきゃいけません。

三十人の、今の状態ですね、今の状態のJA全国監査機構というのは、いろいろな意味でおよそあり得ないような状態なんですね、これは後で議論しますけれども。今ある、七百近い単位農協のうち、二百億円以上の貯金ないし負債のある数百の農協をわずか三十人の公認会計士しかいない監査法人で会計監査することは、レビューを通りません。品質管理上最低です。レビューを通りません。

ですから、移行期間をどう考えるかという問題がありますけれども、第三者機関によるレビューを受けなければ設立できないというふうにしませんか。新しい監査法人をつくるときには、公認会計士協会のレビューをきちんと受けてもらわないといけないんじゃないですか。そうすると、外観的な独立性の原則も含めて、ある一定の水準は保たれるということですけども、どうでしょうか、第三者機関のレビューを受けるという、設立の前に。大臣、いかがですか。

○林国務大臣 まず、移行期間というのは今委員がお使いになっている言葉でございますが、我々は準備期間ということ、この新しい仕組みのもので公認会計士法に基づいて外出した監査法人がやり始めるところまでを準備期間ということ、それまでは今の制度でやっていくこと。

それなりに、今おっしゃったように大変ないろいろな準備は要りますので、その部分は準備をして、その後何かお試し期間みたいな、五年、十年移行期間があつて、それからまた本格的になるという三段階ではないので、あくまで準備期間の間は前の制度でやっていて、そこが終われば新しい制度になるということをやっておるということをやります。

それで、その場合に、ピアレビューなんかをやつて品質確保する、こういうことを当初からやるという御提案ということですが、先ほど申し上げましたように、公認会計士法に基づいて監査法人を

つくる、そこがイコールフットイングだという原点でございますから、ほかの法人がそういうことをやる場合と同じように、イコールフットイングになるようにする。

移行の問題は、先ほど申し上げたような協議の場で行っていただきますけれども、この段階で、何かほかの人がやらなくていいことをこだけ義務づけるというのが果たして適当なことかどうかというのがちよつとよくわかりませんので、基本的には、公認会計士法に基づいてしつかりと監査法人を新設するというのを旨としてやっていきたいというふうに思っております。

○岸本委員 済みません、もう残り時間がなくなってきたんですけども。

いや、私は、経過措置という意味で移行期間と使ったんですが、済みません、これは言葉の定義をしていませんでした。準備期間ということに申し上げたではありません。

つまり、四者協議、四者協議はまさに、私は入りますから大臣の言うとおりですけれども、私のこれまでの経験からすれば、この四者協議でそういうことが話し合われるんですよ。だって、未来永劫三流の監査法人がいると困るんですよ、公認会計士協会は。そういうところはクライアントがつきませんから、申しわけないけれども。だから、準備期間をして、用意ドンで走る。

そのときにどういう形で、つまり、そのときに農協の仕事が四割でもいいと言つたつて、それは気の毒かもしれないじゃないですか。だから経過措置的に、経過措置というのは役人が得意なんですけれども、つまり、五年間つけてプロラタで、例えばセーフガードも一割ずつ緩くしていくとか、そういう意味の話し合いをこの四者協議でやることになるんじゃないかと思ひます。

それは小さな親切大きなお世話かもしれませんが、監査法人の中に特殊な、かき括弧つきなんちゃって監査法人がでけると困るんですよ、業界は。だから、そういう意味での経過措置とい

なつてくださいよというふうないわゆるプログラムの、私は、JAの新監査法人みずからおつくりになるべきだと思いますし、また、農水省はそういうふうな指導すべきだと思います。

公認会計士業界で生きていくというのは本当に大変なことなんです、ぐどいようですけれども。わずか三十人足らずの公認会計士で単位農協の会計監査をしたらつちや困りますよ。そんなことをしてもらつたら困りますよ、イコールフットイングになりませんか。イコールフットイングになるというのは、そういうことも含めてちゃんとした監査法人になつていただきたいということなんです。

最後に一つだけ。

このままだと、従来の単位農協は、では監査はどこを選ぶのかという議論を次の時間でしたいと思ひますけれども、それはやはり過去の経緯を知っているところに行きたがるかもしれないし、あるいはそういうなんちゃって監査法人で公認会計士の少ないところを選ぶのかもしれない。そういうことがあるかもしれないが、しかし、今七百近い農協の中で、JA全中の監査を受けているところで、任意で普通の監査法人の監査を受けているところもある、志の高い農協もあると聞いているんです。

ちよつと私、数はわからないんですが、もし、大臣おわかりであれば、任意で普通の監査法人の監査も受けているところはあるんじゃないか。あつたら幾つぐらいでしょうか。

○林国務大臣 全中の監査を受けている農協であつて、さらに任意で監査法人の監査を受けている農協があるかどうかはちよつと、農林水産省で調査を行つておりませんので実態を把握していません。

今まで、そういう総合農協で、さらに任意で監査法人の監査を受けているということは聞いたことが私としてはないわけですが、県信連のレベルで、全中の監査に加えて監査法人の監査を受けているものはある、こういうふう聞いて

おります。

○岸本委員 では、また次の機会にしたいと思いをします。

県信連の数を教えていただければいいと思いますし、恐らく単位農協なんかも、マーケットで自分たちのバリエーションを得るためには、なんちゃって監査法人じゃなくてちゃんとした監査法人で監査を受けていますよという方がいいかもねというのを選ぶ人たちがふえてくるかもしれないし、それはやってみないとわからないんですけど、附則について全きようは審議が進みませんでしたので、少なくともあと五、六時間、しっかりと審議をさせていただきたいと思いをします。

○江藤委員長 本会議散会後直ちに委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後二時二十一分開議

○江藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小山展弘君。

○小山委員 民主党の小山展弘です。

早速質問に入りたいと思いをします。

先ほどの別の委員の質問にもありましたが、ここでは、きょうこの委員会の中断の理由にもなった、全中が単位農協の経営の自由を制約した具体的事例があるかどうか、まずこのことから質問させていただきたい。これは事前通告させていただいていと思いをします。

それで、先ほどせっかく私も資料を見させていただきまして、全中の業務監査によるデメリットとして、出していただいた文書を読ませていただきました。圧力は、ここで言うようなことではないが、ここまでやるかという感じで大変である、とあるJAの組合長さんのお話と、それから農業者の方のコメントがありますが、申しわけないですけれども、これでは、全中が各農協の経営の自由

を制約したという具体的な論拠としては、私は、これは論拠になり得ないと思っております。

これは、もう一度、別の具体的事例をぜひお示しいただきたい。こんなものは、週刊誌の、誰か悪口を一人か二人が言っただけで記事を書いちゃうようなものと同レベルです。これは証拠にはならない。具体的事例というのはあれば、全中が、どういう業務監査、あるいはどういう指導によって販売先を無理やり変えさせられたとか、あるいは、そのことによって経営の判断ができなくなったとか、そういうようなものをぜひ具体的事例としてお示しいただきたい。そうでなければ、ないならないというふうにやはり御答弁いただきたいと思いをします。

というのは、この質問は、私は思い入れがあります。実は浪人中から、ずっと規制改革会議の議論を聞いて、あるいは新聞で見たりして、こんな、全中が単位農協の経営の自由を制約するとか、販売先を指定するということはあり得ないと思っていました。議会に戻ってきて、農水委員会に所属して最初に聞いた質問がこれなんです。三月十日の予算委員会の分科会、三月十九日の農水委員会の質問でもお尋ねいたしました。今に至るまでこのようなかでございします。

今、ほかの委員からも質問がありましたので、今出されたこの資料も含めて、大臣の見解をお尋ねしたいと思いをします。

○林国務大臣 私が御紹介を差し上げて、今ちょっと読んでいただきましたけれども、この仕事の前の前職の党の会長に、最終的な与党としての取りまとめ、それに至る自民党の取りまとめをいたすときのヒアリングをいたしましたので、そのときに聞いた意見等を御紹介したということでございます。

午前中の質疑でも申し上げましたように、立法事実という言葉が、どういう定義かどうかというのいろいろ議論があるところでございますが、我々は、冒頭、提案理由ということで説明させていただいておりますけれども、必ずしもこういう

具体的な事例があるのでこれをやるということはお示し上げておらないわけでございます。私が申し上げたかったことは、いろいろなヒアリングをした結果、政府・与党の取りまとめというのがなされて、それに基づいて、我々は政府として法案を出させていただいている、こういう意味で御説明をさせていただいたわけでございます。

そういう前提で申し上げますと、先ほど局長から答弁させていただいたように、これは、制約されたかどうかというのは極めて主観的なもので、週刊誌的なものかどうかは別として、いろいろな方のヒアリングをした中で、そういう御意見もあつたし、それから、よくお引きになられるように、農業新聞だったと思いをしますが、多くの方はそういうことはないと感じていらつしやる、こういうアンケートもあるもので、いろいろさまざま意見はあることは承知をしております。

したがって、提案の理由といたしましては、冒頭から申し上げておるように、発足当初、昭和二十二年、また中央会の制度が始まった二十九年のころと比べて、やはり大きく背景が変わってきた、それに対応していろいろな改革をやっていくという中で、経済主体である農協もそれに対応して変わっていただかなければならないというのが我々が申し上げたい提案理由、こういうことでございます。

○小山委員 恐らく、私どもが求めている具体的事例というのは多分ないんだけれども、この仕事すけれども、もしこれが裁判とかであれば、証人の伝聞というところだけ、しかも、それもごく限られた人たちのヒアリングということにならうかと思いをします。

賛成意見あるいは全中が経営の自由を制約、奪ったということではないんだというふうな考えの方々からのヒアリングというものもあつたかどうかということもあるかと思いをしますが、やはりそういった人の伝聞ということだけではなくて、ぜひ、もしあるのであれば具体的事例を示してい

ただきたいと思いをしますし、ないのであれば、そういった具体的事例はなしでこの法案を出したんだということ御説明をいただきたいと思いをします。

委員長、これはもう一度、もしこういった事例があるのであれば、理事会の方で御協議をいただいて、再度農水省にそういった事例があるかどうか求めているかと思いをします。

○江藤委員長 午後のこの委員会が再開された経緯につきましては、資料を提出させていただいて、野党筆頭にも御了解いただいて、再開をさせていただきます。

ですから、今の段階では、資料の提出等については応えているというふうに委員長としては思いをします。

しかし、委員の御指摘も、私としても受けとめまして、理事会の方で協議をさせていただきます。

○小山委員 済みません、これは通告してないんですけど、たくさん出てきた質問なんです、もう一つちょっとお伺いしたいと思うんですが、営利を目的として事業を行ってほしくないという部分を削除する、第八条の規定のところですけども、これが誤解を生むというふうなお話がありました。

これについても、具体的に誤解を生んだ事例、あるいは、それが誤解を生むというふうなお話がある存在する事例、そういった事例があるのかどうか、これを改めてお伺いしたいと思いをします。

○奥原政府参考人 この点について、特にアンケート調査をやったとかそういうことではございませんが、我々は農協の組合長あるいは役員の方々との意見交換もかなりやっております。昨年六月には政府・与党での取りまとめが行われましたので、その後、ブロック別に分けていろいろ意見交換の場もやっておりますが、そのときに、やはり組合長の方々からこういう御意見は出ているんですね。農協はやはり利益を出してはいけないんじゃないかというふうな御質問も実は出ております。我々の方は、農協に、もつと農産物の有利販売をやっていたら、もつともうけを

出していただいて、農家にメリットを還元することをやっていただきたいというような話をいろいろ申し上げたときにも、こういう御発言はやはり組合長の方から出ておりましたので、そういうふうな思っておられる方々はそれなりにいらつしやるというふうに我々は思っております。

これはぜひ誤解を解いていただいて、やはり農産物の有利販売で本当に農家にメリットを出すというところを一生懸命やっていただくためには、この規定は削除した方がいいというふうに思っているところでございます。

○小山委員 特に奥原局長の経済事業改革にかけの思いや、あるいは、先日もちろ馬路村農協のお話をされたとき、局長があいいう組合がもつてきたらいいと思うんですとお話されていた熱意は私も共感するところもありまして、その点は、私も奥原局長の熱意というものに大変敬意を表しているところでございます。

ただ、その上で、私の違う考えということで申し上げたいと思うんですが、これも先般も申し上げてまいりましたが、農協が有利販売をしていくというのは、農家から高く買って、さらにそれを高く販売をしていく。普通の株式会社は、なるべく安く仕入れて高く売る。そういう普通の株式会社でさえもなかなか経営がうまくいかないというところに、高く買って高く売るということをやることは、普通に考えても、株式会社と比べてもハンディがあるというか、経営が大変なわけですから、そんな中で、理想的に買い取り販売が行われることばかりではない、どうしても農協の経営というところになると、収益性を追求すれば、安く仕入れたらいいという誘惑に駆られるということとは十分あるかと思ひます。

ですから、私は、そういった観点から、有利販売あるいは買い取り販売に積極的に乗り出すからこそこの条文は必要ではないか、あえてこれから今の政府・与党の方針をやっていくのであればこそ必要ではないかというふうに思っております。余りこういうのを要求するのは個人的には好き

ではないところもあるんですが、誤解が生まれるというふうな、あるいは、どんな方々がそういうお話を抱えているかというふうなことの根拠を、これも文書で提出するように求めているべきだと思ひますが、委員長、いかがですか。

○江藤委員長 なかなか文書というのは、私もインナーのメンバーでやってきましたので、思うところがございますが、ひとまず引き受けさせていただきます。検討させていただきます。

○小山委員 ありがとうございます。

次に、信用事業のことを伺いたいと思います。

協同組合の信用事業というのは、他の銀行が営利目的で〇・一％でも多くの金利を取ろう、こういうふうな、一般的に営利目的で金融を、融資をするわけなんですけれども、そうではなくて、協同組合の信用事業というのは資金を供給すること自体が目的である。もちろん、赤字を出してはいけなし、返済可能性のないところに貸し出しはしてはいけなし、それは背任罪になってしまうので。

現在では余り一般金融との違いというものがわからなくなっているかと思ひますけれども、組合員への日常的な接触であつたりとか、あるいは、その中で経営改善計画をもつてつくつて、仮に担保が十分でなくても、経営改善計画をもつて、あるいは日常的な接触をしているということも含めて融資を実行する、こういう側面が、これは協同組合金融、農協だけじゃなくて、共通している性格があるかと思ひます。

農家の方は、全ての農家の方ではないんですが、農業に専念し、農作物をつくる、そして協同組合の信用事業の職員がプロとして農家の経営の安定に努め、資金繰りまでのアドバイスをしていく。まさに、信用事業の職員こそ、農家の経営改善を通じて農家の所得の安定を図つてきた、そしてまた金融のコンサルタント的な機能というものを果たしてきた側面があるかと思ひます。

ですから、信用事業だから農協あるいは協同組合の事業ではないということではなくて、むしろ

信用事業も立派な協同組合の本来業務である。しかも、この協同組合、特にライフアイゼンバンクであるとか、こういったものは、あるいは日本の報徳社は金融から始まつている。高利貸しに対抗して発展してきたということでもあります。

これは実は五年ほど前に財務金融委員会や予算委員会の分科会でも聞いておりますが、改めて、相互金融の役割、使命について、大臣の認識を伺いたいと思ひます。

○林国務大臣 地域農協の信用事業は、元来、相互扶助の理念のもとで、組合員から貯金として集めた資金を、それを必要とする組合員に貸し付ける役割を担っているということでございますから、それによつて利ざやを稼ぐということではなくて、組合員に寄り添いながら、今委員がおつしやっていたように、その事業や生活に必要な資金が調達できるようにする、これが本旨であらう、こういうふうな思ひます。

資金の融資に当たりましては、組合員の経営状況などをしっかりと把握して、過度に担保に依存することなく、事業の実現可能性、計画の妥当性、こういうものを重視して融資する、これは農業に限らず全てそうだと思います、それから、経営課題への適切な助言、販路拡大等への支援、こういう組合員の多様なニーズに応えることも必要だ、こういうふうな考えておまして、農林水産省としても、監督指針によつて、こういう対応を農協系の金融機関には求めてきております。

民主党政権時において、政府から協同組合金融の特色に関して先生に御答弁申し上げた、こういうことであつたと思ひますが、基本的な認識は全く変わつておらないということでございます。

○小山委員 協同組合金融、信用事業も協同組合の立派な業務の一つであるということで御答弁いただきました。

そこで、ここからは、今回、経済事業に入つてまいりたいと思ひます。

先日の局長の答弁でも、五月十三日に、農業中心の販売活動あるいは資材活動、これをやつてい

ただくということが今回の改革の最大の目的でございますと御答弁もいただいておりますので、まさに、この経済事業をどう好転させていくか、そして、経済事業が好転することによつて、もつて農家の方の所得を向上させていく、これは本当にもつてなるかどうかはいろいろケース・バイ・ケースかと思ひますが、それが今回の与党として政府の法案の提出の趣旨だと思ひます。

そこで、一枚目のこの資料、お出しさせていただいた資料、これは農水省さんがつくつた農協についてという資料なんです、これを見ますと、信用事業が平成二十四事業年度では三億五千万の黒字、共済事業が二億一千三百万の黒字、経済事業等がマイナス二億三千の赤字で、トータルで三億三千三百万の全国の農協の部門別損益の平均ということになっていて、だから経済事業の改革が必要だということが言われてきたということでありましたが、前回の質問で、経済事業というのは、決して経済事業とは何かという定義があるわけではないということでも御答弁もいただいております。

一枚めくつていただきたいと思うんですが、では、この経済事業の損益の内訳を見てみますと、実は、農業関連事業、これは農水省に何つとところ、販売事業と購買事業の利益の合計とほぼほぼ、二アイコールである。いろいろ倉庫とか利用事業が入っているんだと思うんですが、マイナス三千五百万、生活その他事業、これは葬祭ビジネスとか、その他いろいろ入るところが入っています、これがマイナス三千七百万、営農指導事業がマイナス一億五千七百万で、ちよつと資料が途中で切れてしまつて大変申しわけないんですが、経済事業の赤字の大宗は営農指導事業なんです。

こういうことが、この農水省から出していた資料をもとに作成させていただいたんですが、わからうかと思ひます。

あたかも、農協の販売事業、購買事業が赤字の温床と言われてきましたが、わずか三千五百万、これは、大手電機メーカーでさえ大変苦境にあえ

いでいる中で、全中等の指導のもとに、むしろ、まずまず頑張ってきたのではないかなと。そして、総合農協全体としては黒字を確保しているということも、むしろ評価すべきことではないかと思っております。

そこで、私はぜひ認識をお伺いしたいんですが、経済事業の経営改善ということで一くくりにせず、農業関連事業、できれば、販売事業、購買事業、これは統計がないということですから、販売事業単独で黒字、購買事業単独で黒字、生活その他事業で、事業部門単独で黒字確保すべきであると考えますが、これについて政府の認識はいかがでしょうか。

○林国務大臣 現在の農協経営の平均的な姿は、今おっしゃっていただいたように、農業関連事業、それから生活その他事業及び営農指導事業といった経済事業部門が赤字で、金融事業の黒字で補填するというのが平均的な姿になっているわけですが、信用、共済事業が黒字であるからほかのところは赤字でもいいということではないかというわけでございまして、まさに、農業関連事業それから生活関連事業、それぞれの部門ごとにやはり収支の改善を図っていくことが必要だと考えております。

今おっしゃっていただいたように、それぞれ理由があるわけですから、大きくくれば経済事業ということかもしれませんけれども、その中で、これはどうだ、これはどうだというふうにはやりやうっていく必要がありまして、そういう意味では、農協に対する監督指針で、事業別、支所・支店別、主要施設別等の損益管理単位で赤字事業の原因を明らかにしていただいて、そしてそれに対して対策を講じることによって赤字額を段階的に縮減するということをこの指針に明記しております。都道府県と連携して指導しておるわけでございます。

今、特に指導のところのお話がありました、必ずしも全ての部門で全部黒字にしなきゃならない、こういうことではないと思いますが、やはり

それぞれの部門別に赤字削減の努力ということをしていただくことが必要ではないかと考えております。

○小山委員 今、実は次の質問でお伺いしようと思つたことも大臣から御答弁いただきましたので、まさに私も、営農指導事業の収支実態についてということでお伺いしようと思つたんですが、ここだけは赤字でいいと私は思っているんです。といいますのは、この営農指導事業、今大臣から、赤字でもやむを得ない、全ての事業が黒字でなくてもいいというお話がありました、ここは賦課金を農家の方からお願いをして、そして、指導事業に関する人件費が主かと思いますが、それを支払っている。ところが、賦課金で指導事業の人件費等を全部賄えないものだから赤字になっているということですので、ここを部門単独で黒字にしようとするば賦課金あるいは手数料を上げなきゃいけない。そうしますと、今回の政府の農業改革の最大の目的である農家の方の所得の向上ということと相反するということになるかと思ひます。

ですから、私も、営農指導事業については、むしろ赤字でも、赤字幅にもよるかもしれませんが、農協の規模とのバランスもあるかもしれないですが、赤字でもいいんだと思ひます。その部分を他の事業で補つて、全体として黒字はやはり確保しなければいけない、できれば、財務の健全性も含めて、若干の黒字には持つていかなきゃいけない、こういうことかと思ひます。

では、そこでお伺いしたいのですが、今回、経済事業改革、言いかえれば、農業関連事業、生活その他事業、営農指導事業での黒字確保を求めるとした根拠、政府の考えというものを伺ひしたいと思ひます。

経済事業において、いわゆる政府の示しているこの一枚目の紙、三事業で黒字確保ということであれば、極端な話でいえば、販売事業が赤字、購買事業も赤字、営農指導はむしろ赤字、だけれども、生活その他事業の、例えば葬祭ビジネスと

か毛皮販売とか宝石販売とか、ここで大幅に二億円ぐらいの黒字を出せば、これは経済事業は黒字ということになってしまいますけれども、そういうような認識ではないと思ひますが、どのようなお考えでしょうか。

○奥原政府参考人 農協は、農協法に基づきましているいろいろな事業をやっているわけですから、法律の中で組合員がどこまで事業をやるか選択できるということでございます。

多くの農協がその事業の内容や方法について適切に見直しを行つていくことは当然必要でございますけれども、そのときには、各種事業ごとの事業管理費を含めた損益の状況を組合員が正しく認識をする、このことが非常に重要でございます。

このため、農協法では、事業ごとの損益状況を組合員に対して開示することを義務づけておりまして、総合農協については、省令の規定によりまして、信用事業、共済事業、農業関連事業、それから生活その他事業及び営農指導事業、これに区分することになっているわけでございます。

こうした情報を組合員に開示することによりまして、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営の改善に積極的の参画できるようにしているものがございます。

農林省がつくっております先ほどの資料の中で、信用事業、共済事業、それから経済事業と三つにくくっている資料もございすけれども、この資料は、これをまとめてつくっておりますが、農協の平均的な収益構造を理解しやすくするためにつくった、ある意味便宜的なものでございすので、基本的には、先ほどの、信用事業、共済事業、農業関連事業、それから生活その他事業、それと、営農指導はちよつと性格は違ひますけれども、これに区分してきちんと収益改善を図るということでございす。

○小山委員 そうしましたら、農水省としては、総合農協として最終黒字を回すということで、特別今も法的には問題があるわけではないんですけど、そういうことで認識しているということ

で理解してよろしいでしょうか。

○奥原政府参考人 現在の農協の平均的な姿が、先生御指摘のように、経済事業が赤字で、これを金融事業の黒字でもって補填するという構造になっていることは、御指摘のとおりでございます。

このことが法律に違反しているということではございませんけれども、経済事業、特に農産物の販売とか、こういったところが赤字に甘んじて何も改善をしないということでは農家のメ리트は大きくなつてこない、こういうふうには我々は思つていまして、このように思ひます。

○小山委員 今、奥原局長の答弁がまた経済事業という話になりましたが、その経済事業も、大宗は営農指導なんですね。

そうしますと、農業関連事業は、農協の平均でいいますと、マイナス三千五百万。これはやはり私も黒字にしなきゃいけないと思う。生活その他事業も、事業を手広く広げて赤字になっているということではいけませんから、これも黒字にしなきゃいけない。

でも、そうしますと、二億三千万というイメージではなくて、三千五百万とか三千七百万の黒字転換だ。これは、平均がどのぐらいですから、恐らく、この販売、購買事業が黒字の農協はわずかに全国の二割ということではないと思ひます。

こういったところも考えますと、むしろ全中のこれまでの経営改善指導はよかつたということも、私は、もつと声高に言つてもいいのではないかと。そして、今回、あえて法制度を変えてまで経済事業の黒字転換を図るほどの根拠として、この営農指導事業の一億五千七百万の赤字を認めるのであれば、今回の法改正の根拠として薄いんじゃないかということをお私に指摘させていただきます。

それでは、きょうは質問したいことがいっぱいありますので、次に移りたいと思ひます。

先日、政府参考人、奥原局長の答弁で、さんざん農協の経済事業の指導をしてきたのに、J・Aグループは経済事業の事業改善をしてこなかった、

ちよつと乱暴な言い方をしましたが、だから、制度的なものも手をつけていかなきゃいけないんじゃないかということ、この一、二年、さまざまな角度から政府・与党の中で検討してきて、今回、こういう農協改革の法律案を出した。これも五月十三日に御答弁をいただいております。

そこで、今までどんな経済事業の指導をしてきたかということで、農水省さんに資料をお願いいたしました。これは民主党の農水部会で資料をお願いしました。そして、出てきたのが「経済事業に対する指導について」という二枚紙でございます。

こちらをこらんください。

私も、多分これ以外にも奥原局長が、経営が悪い県域とか、農水省にお招きをしていろいろ直接に御指導されている事例がほかにもあるとは思いますが、本当にこの二枚紙でしかということでも電話でも一度伺いましたら、この二枚紙でです。もし補足があれば、また答弁の中でお話したいと思うんですけども。

これを見ますと、大変、農水省としては一生懸命やられていたのかもしれないですが、例えば、平成十六年、記載がありません、何にもやっていないんです。それから、平成二十一年と二十二年も何もないです。中を見ても、優良事例を公表とか、ガイドラインとか指針を出しているだけ、これは販売、経済事業の増益ではないですから。

質問の中で聞きましたら、こういった指針とか取り組み事例なんかを出しても、その後、どういうふうな指導して経営が改善したかという報告も県に対して求めているというところ、これは電話ですけれども、農水省の方から伺っております。こういう指針を出したりガイドラインを出しても、本当に実際の現場で農協を指導しているのは、会中であり、また県の職員です。こういった二枚紙の経済事業のこれぐらいのこと、経済事業に対する指導をしてきたとは私はとても言えないと思います。

まさに、今まで経済事業、実際には販売、購買事業はわずかに三千五百万の平均の赤字ですけれども、私は、今回、全中の組織を大幅に変えるというの、経済事業があたりかますべて悪いのかのよう、一億三千万もの赤字を出しているのかのよう、資料を配付してそういうイメージをつくって、その経済事業が不振であることの原因を全て全中に押しつけるというふうなものではないかと。

そうではなくて、本当に経済事業が好転していくためには、大臣も何度もお話しになっておりますように、今、食料が余っている、そして需要が不足である、こういう時代です、経営はただでさえ苦しいんだと思います、こういうときに、まさに、農水省、行政とこういった民間の全中なりという組織が車の両輪となって経営改善に努めていかなければならないと私は思っております。

これは本当に、農水省、これだけしかやっていたのかということのような評価だと思いますけれども、この経済事業に対する指導実績について、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 一つ、先ほどのお話の中で、どういう黒字赤字構造になっているかということでも話題になったところですが、御案内のように、経済事業で黒字の農協もあるんですね。全国で二割ほどあつて、さらに北海道では七割ということ、経済事業でも黒字が出ているところもあるということなんです。

私は、余り民間の株式会社と比較するというのが適当かどうかわかりませんが、例えば、商社と云うのは、コンサルでお金を取るといふよりは、商売を続けていくためにいろいろなアドバイスを、それでコミッションを取ったり、売買の差益で収益をするという、かつてはそういうモデルが多かったわけですが、そういうのもありますし、コンサルタントファームというの、まさにコンサルそのもののお金になる。

したがって、やりようによつては、営農指導であつても、それが本当にすばらしいものであつて、全国から来てくれ来てくれ、こういうものであれば、あるいはそこでも黒字を出すということも不可能ではないのではないかと、こういうふうにも思っております。また、まさに個別事業をやはりしかりと、個別農協ごととに地域の事情に応じて工夫をしていただく、これが大事ではないか、こういうふうにも思っております。

今までの指導をやってきたかというのは、資料にまとめお出しをさせていただいたとおりでございますが、これはもう釈迦に説法ですが、やはり信用事業と違つて法規制でやっております分野ではないわけでございます。したがって、経済事業の改革を促すという意味では、ガイドラインとか、いい事例の横展開、どうしてもそういうものになるといふことで、最終的に法律で強制をするというのは信用事業の場合と違つてなかなか難しいところがある、こういうことではないか、こういうふうにも思っております。

先ほど申し上げたように、いろいろなことがあつて、個別の農協ごとに見ますと、黒字になっている例とか非常にいい事業をやつていただいている例もあるわけでございますが、全体としては、先ほどもお触れになつていただいたような数字があるということでございますから、そういう状況を踏まえていろいろな議論をして、先ほど、提案理由のところでもいろいろ議論をした上で与党も、そういうものもいろいろ議論をした上で与党の方で取りまとめたものがこの間お示ししたものでございまして、この赤字の部分だけをとり組む組織を変えなさいけないという理由で法案を出したわけではない、そこは御理解をいただければというふうにも思います。

○小山委員 奥原局長、よろしいですか、先ほど手を挙げていただいていたので。

○奥原政府参考人 経済事業に対する指導がこの紙だけかというお話がございまして、うちの職員に電話で確認されたというお話を先ほどされましたが、私、ちよつとそれは聞いておりませんので、この紙をつくるときにも、我々は、どこまで書くかということとはやはり相当悩んだわけでござい

ます。

この前にも検討会をやつていたこともありますが、それから、我々毎年、全国全ての農協について、県庁を通したヒアリングをやっております。毎年やつておりました、県庁には農協ごとに、これは二十ページぐらいになるんですけども、農協のいろいろな状況、信用事業も共済事業もそれから経済事業についても、前年と比べてどうなっているか、その原因がどこにあるかわかるような資料を毎年持つてきていただいて、ヒアリングをやっております。

その中で、信用事業の改善も当然指導しておりますけれども、経済事業についても、ここをどういうふうに変えられないのか、いろいろなことはやつていらっしゃるんですね。それは、ヒアリングも一回では終わらないで、場合によっては、問題のあるところは一年に二度も三度もやるということもござい

ます。

○小山委員 さすがにこれだけではないだろうとは思つておりました。

この後、全中の業務監査の、これはホームページ、インターネットで公表されているものを少し出してありますけれども、委員長にもう要求はしませんけれども、できればもう少し詳細な、経済事業に対する指導実績について資料を出していたければありがたい。もちろん、個別情報に係るところは黒塗りしていただくとか、代表的なもので結構かと思いますが、それはぜひお願いしたいと思います。

それから、次に移つていきたいと思つたんですけども、有利販売、買い取り販売について伺いたいと思つた。

先ほども申し上げましたとおり、食料過剰基調で需要不足、こういう時代であります。買い取り

販売というのは当然リスクがありますから、中には、高く買って高く売ろうと思つたら、高く買つてそれよりも低く売ってしまった、赤字転落というようなケースも考えられようかと思ひます。

あるいは、加工事業をやるうとして過剰設備を行つて、それで失敗してしまつた、これで繰越欠損が出てしまつたというような場合、これは、最終的には、その年はそうでなくても、その損失補填を組合員がしなければいけないというケースも想定されるかと思ひますが、損失を出した場合、農家の所得が減るという心配はないんでしょうか。

○林国務大臣 これは前回も御議論いただいたところでございますが、まさに委託販売が今九六％ということで、確かに委託販売であれば、農協の方はリスクはないわけでございますね、売れた分だけ手数料が入ってくる。したがって、逆に言えば、努力をしなくても全くリスクがない、こういうことでございますので、やはり有利な販売になつていないのではないかと。したがって、もつといい値段で売れるはずなのにと思つて、農業者の方が、そのモデルに魅力を感じずに、自分のみずから販路を開拓するということが農協離れが進んでいる、これはよく言われることでござい

ます。やはり、そういう方というのは有力な方だ、商品力があるということかもしれませんので、そういう方からだんだんいらつしやらなくなれば、結果として農協の収益力というのが落ちてしまふ、こういうことであらうと思ひます。

したがって、全部買い取り販売、一〇〇％義務づけ、こういうことではありませぬけれども、やはり買い取り販売をふやす努力をせよという。その中で、前回でございましたが、農業者の所得がふえるようにというのが大原則でございますから、自分が利益を上げるために、買いたたいて、そして値差を上げるということでは本末転倒でございますので、あくまで、高く売つて高く、何と

買い取り販売にどんどんと挑戦をせよという努力をしてもらふ、これが我々の言つてゐる趣旨でございます。

○小山委員 必ずしも高く買つて高く売るといふことが理想どおりにいくばかりではない、やはり市場競争ですので、勝つところもあれば負けるところも出てくるということですので、これも繰り返すことになるかと思いますが、農協がやはり赤字を出すこともあると思うんですが、だからこそ、破綻未然防止であるとか経営改善指導の仕組みといふものはしっかりしていなきやいけないのではないかと、このことを申し上げさせていたいただきたいと思つております。

ちなみにですけれども、受託販売のお話がかなり出ておりますが、受託販売で高く売ろうとして農家の方々の所得を上げるということもできようかと思うんですけれども、受託販売についてはどのような認識でしょうか。

○奥原政府参考人 委託販売であつても、農産物を有利に販売するということができないわけではもちろんないと思ひます。ですが、委託販売の場合には、販売委託を受けた農協の方はリスクを負わないうこととございします。値段が下がつたとしてもリスクを負うのは農家ということで、やはり、リスクをとらないときに、どれだけ本当に真剣な販売努力が行われるか、結局そういう問題だといふふうに思つております。

現在、農協の販売の九六％が委託販売であるといふこの事実、それから農家の方からは、なかなか農産物が農協を通して有利に売れない、こういう声も、アンケートをすれば八割、九割出てくるわけでございます。結果として、農協の農産物販売におけるシェアもだんだん落ちてゐる、これも事実でございますから、やはり農産物の有利販売をもつとちゃんとやつていただくために、適切なリスクをとりながら販売を前向きにやつていただく努力は不可欠だといふふうに考へております。○小山委員 幾つか真面目な意味でこの論点があるうかと思つておるんですが、委託販売でも、も

ちろん、農家の方の出したものを高く売るといふことはできます。農家の方々の所得も上がつていくといふことはできるんですね。

これは、今御答弁の中で、リスクをとつていないとなかなか緊張感が生まれないというお話がありました。そこはいろいろ人の心理の問題で、確かにそういうこともあるかと思ひます。

しかし一方で、協同組合の職員、販売の担当の職員がいかに農家の皆さんのお役に立つかというそのモラルがあるかどうか、結局はそこなんじゃないかなと。買い取り販売でも、余りくどくなると恐縮ですが、安く買い取つていたとかといふことも出てきまうところもありますし、結局はそのモラルのところではないかといふうに感じるところもございします。

それと、大規模に自分で展開できる農家さんといふのは、よく福島さんなんか例に出しますけれども、もう既に農協は使つていないといふところもあるかと思ひます。

農協というのは協同組合ですから、兼業の方も含めて、必ずしも自分たちで、商系の大きなスーパーとか大きな会社にバーゲニングパワーとして対抗できない、だから集まつて協同組合をつくつて、独禁法も適用除外になつてゐる部分もあるといふことですから、逆に言えば、協同組合がなくなるぐらい農家の皆さんが強くなるということとはいふことなんだと思ひます。

だけれども、農協が大規模な農家さんとか強い農家さんの方に軸足を置けば、本来の協同組合の存在意義といふものと乖離してくるんじゃないか、あるいは、軸足を置くことによって、この中小規模の農家さんのニーズが吸い上げられなくなることが問題ではないかといふことを、私どもは申し上げてゐるつもりでございます。

そこで、本当はいつぱい質問したいことがあつたんですけれども、次に、全中の監査について、ちよつと質問をしたいと思ひます。

資料をもう一枚おめくりください。「JA全国監査機構の監査の流れ」といふこと

なんです、端的に申し上げます。この資料は、いろいろなところでも、自民党の皆さんや他の野党の皆さんも部会で配られてゐるかと思ひますが、何がよいところなのか、僕は、全中の監査は今までどおり続けた方がよいと思つてゐます。

というのは、この期中監査、審査、ちよつとこれはわかりにくくなつてゐますが、期中監査一、期中監査二、期末監査一といふことで、三回、これは監査が入るんです。これは、公認会計士の監査法人も大体、おおむね三回やつたり、あるいは四半期決算ですから年四回監査をやるということでもあります。

この全中の監査機構の監査が違ふのは、期中監査で入つたときに指摘事項があると、次の期中監査であつたり最終監査までにその指摘事項を直しなさいといふ指導をするんです。これがいいんです。

ですから、最終的に期末監査の段階まででそういった指摘事項といふものが改善をされて、それで最終的な監査証明、指摘事項が改善されたからこそ証明書を出す、こういう仕組みになつてゐる、このようない経営改善指導、これを業務監査に広く含めておりますけれども、やつてゐる仕組みといふものが、今後については、ただ単に会計が合つていくわけですから、投資家の判断に供する監査報告書であればそれでいいかもしれない。だけれども、組合の永続性、組合員が利用するこの社会システムとしての農業協同組合の永続性といふことを考えれば、私は、経営改善指導に入つて組合の問題がなくなつていくこの業務監査こそが協同組合監査としての命である、そのように感じております。

このようない全中の業務監査、期中監査の仕組みと、次をもう一枚おめくりいただきますと、農協中央会は昭和二十九年にできたといふことでありますが、実はその前もあつたんですね。大日本産業組合中央会設立、これは明治三十八年です。戦前の産業組合でも中央会があつて、大正十三年に

は監査部が設置されております。

ですから、これはちよつとした小ばなしですけども、必ずしも戦後になって中央会ができたというわけではなくて、戦前の産業組合中央会の皆さんの人的な部分で、その人たちが昭和の全中の設立にかかわっている。だから、人的な伝統は受け継がれているということだと思っております。もう一枚おめくりいただきました、これがインターネットで公開されている全国監査機構の指摘事項です。

この中で、例えば、ちよつとラインマーカーを引いていないので見にくいかもしれないですが、経営改善計画の達成とか、経済事業施設の集約化と収支改善、自己資本比率の改善、あるいは不良債権比率の改善とか、こういった具体的な経営改善指導の指摘事項、項目が載っております。

まさに、農協の経営を改善していく、経営の安定化のためのアドバイスを行っていくというものは、こういうことを地道に一つずつ積み重ねていくことだと私は考えております。

こういったような全中の監査というものは、農協の経営改善指導に、今私から事例をお示しさせていただきましたが、どのように役立ってきたのか、こういったことも含めて政府としてどのように評価をしているのか、改めてお聞かせいただきたいと思ひます。

○奥原政府参考人 これまでの全中の監査は、会計監査と業務監査、これを一体として行ってきたわけでございます。

今先生御指摘になりましたように、この資料の五ページ目でしょうか、「JA全国監査機構の監査の流れ」の中で言いますと、先ほど御指摘ありましたこの期中の改善指示書の提出ですとか、それを踏まえて改善方策についての回答ですとか、こういった部分が、ある意味、業務監査、要するに会計監査でない部分としてあるわけでございます。

確かに、この点はあるわけですけども、この業務監査、これは定義は特にありませんけれども、

会計監査以外のものをいわゆる業務監査と称しているだけでございますが、この中身、先ほど御指摘もございましたけれども、そこで指摘されている中身は、いろいろですけども、経営改善計画の達成ですとか、店舗の統廃合の実践ですとか、ある意味、やはりそれぞれの農協においてきちんと考えていただかなければいけない問題でございます。

だから、この業務監査の位置づけというのも、農協それぞれの内部監査あるいは内部統制の補完をするといったような位置づけでやられている、そういう側面はございます。

もちろん、外部からチェックをして、それで改善していただければプラスになるわけですし、これまでそういうことを積み重ねてきたとは思いますが、こういう部分は、ほかの民間組織では、特に誰の監査を受けなさいということは義務づけられておりません。

農協についても、やはり自分たちで、中に監事もおりますし内部監査の部署もございまして、そこがきちんとしてやる。いろいろなデータを見た上で、経営者が、役員がきちんと判断をして改善をしていく、これが基本だというふうに思っております。

そういう意味で、この監査全体、会計監査の問題も業務監査の問題も、これからどういう形にしたら農協全体が発展するのかがという観点で今回見直しを行ったということでございます。

会計監査の方は、主として信用事業を安定的にやっていくためにどうするかという観点でございますが、業務監査の方につきましては、基本的に、ほかの民間機関、民間の組織と同じようにする。義務づけられておりませんので、農協についても義務づけはやめて、必要なときに必要となるに頼んでやっていただく、それ以外は農協本体が役員と職員一体となつてきちんと自分たちで改善をする、これが基本だというふうに考えているということでございます。

○小山委員 質問時間、持ち時間が終了いたしましたので、次回、機会があればまた質問させていただきますが、私は、この業務監査の中で指摘事項を重ねてきたということが経営改善に資するものだと思いますし、今のお話の中でも、株式会社と協同組合というのは違うんですね。ですから、投資家の判断に供する、あるいは潰れてしまふしまわらない、リスクだということと、永続性を前提として、ずっと利用していくんだというところの協同組合に対する監査というものは、やはり目的が違ってくると思うんです。

この違いというものを踏まえるべきではないかというのが私の主張でございますけれども、次回、もし機会がありましたら、きょうの残余の質問とともに、ぜひこの点をまた質問させていただきますかと思ひます。

以上で質問を終わります。

○江藤委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 民主党の金子恵美です。どうぞよろしくお願いいたします。

たくさん疑問点がある今回の大改革でありまして、待ったなしの農協改革と言われながら、待ったなしであるのは、私のふるさとの復興でもあります。法案に対しての質疑に入る前に、まず最初に、被災地の声とともに質問させていただきます。

政府は、集中復興期間を平成二十七年で終了することを決定しております。「集中復興期間の総括及び平成二十八年度以降の復旧・復興事業のあり方について」が先月、五月十二日に発表されました。平成二十八年度以降は、一部自治体の負担が発生する方針が示されているところでもあります。

その中で、営農再開あるいは農業再生に影響が出る事業があります。例えば、農山漁村地域整備交付金、農村地域復興再生基盤総合整備事業などは、自治体に一部負担を強いることになっていきます。また、平成二十七年で終了する事業のうち、農水省の事業としては、被災農家経営再開支援事業と農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発

事業の二つがあります。昨日も、復興庁から自治体の負担割合などが示されたところでありますけれども、安倍内閣では、以前から、全ての関係が復興大臣だ、そういう意識を持って復興に取り組むようにという指示があるというふうに聞いています。

林農水大臣も、もちろん被災地の復興に御関心を持ち、取り組んでいただいていることだというふうには思いますが、今申し上げました集中復興期間終了後の政府の方針、考え方について、どのような考えをお持ちか、大臣にお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 今お話がありましたように、総理からも、関係全員が復興担当大臣の気概を持って、こういう指示をいただいております。

私も、機会を捉えてお地元等にお邪魔して、同じところにも、かれこれ二度、三度行くようなところも出てきましたけれども、それぞれが、進んでいるところ、進んでいないところ、大分分かれてきたな、こういう実感を持たせていただいておりますが、やはり大事なことで取り組まなければならないことだ、こういうふうに思っております。

復興庁におかれまして、先月の十二日に、平成二十八年度以降の復興事業のあり方について、三つに分けられる、引き続き復興特会で実施するもの、一般会計等で対応する事業、それから平成二十七年で限りで終了する事業という区分を示して、それぞれの当てはめを公表されております。

昨日、引き続き復興特会で実施する事業の中で、自治体の負担を導入する事業とすることについては、その負担水準について公表をした、こういうふうに承知しております。

今から、復興庁において、被災自治体からの御意見を聞きながら、平成二十八年度以降の復興事業について最終的に決めていくものというふうに聞いておりますので、我々としては、復興庁と被災自治体がどういうふうに調整していくのか、この調整状況をよく見守りながら、冒頭申し上げま

したように、それぞれが復興担当大臣の気概を持って、こういう気持ちで、特に私としては、被災地の農林水産業の一日も早い復興に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

風評被害、賠償の問題、ソフト面もハード面もさまざまな課題がある中で、被災地の農業者の方々からは、今なぜ農業政策の大改革が行われなくてはいけないのかと戸惑いの声も聞かれています。ところでもあります。そういう声が本当にたくさん聞かれます。

千年に一度と言われる地震、津波、そして世界で初めてのケースである原発事故の収束に本当にさまざまな課題を抱えているところでありますけれども、なぜ、この農業政策の大改革、特に六十年ぶりの農業改革が今なんでしょうか、今行わなくてはいけないのでしょうか。そしてまた、なぜ、歴史ある農業委員会制度の改革なのでしょう。

被災地の復興を進めることを忘れ、目的が明確でない今回の農政改革等が進められていることに、繰り返しになりますけれども、被災地では、本当に疑問の声が多く上がっているところであります。

大臣の御所見をお伺いします。

○林国務大臣 東日本大震災からの復興は、先ほど申し上げましたように、安倍政権における最優先課題でございます。被災地の農業の一日も早い復旧復興、これは全力で取り組むべき課題だと認識しております。

その一方で、我が国全体の農業、農村についても、農業従事者が大変に高齢化をしていらっしゃる、耕作放棄地が増大している、課題が山積をしておりまして、国内農業の活性化を図っていくためにも、こちらやはり待たなしの極めて重要な課題である、こういうふうにご考えております。今回の農協の改革、農業委員会の改革、また生産法人の改革は、一連の活力創造プラン、基本計画とずっとつづいてまいりました、こういう農政

の改革そのものが今の状況に対応したものでございまして、それに合わせて、プレーヤーである、経済主体であるそれぞれの農協、農業委員会、生産法人にもこの改革を行ってもらおう、こういうことでございまして、この復旧復興、農政改革、どちらとも全力で取り組んで、被災地はもちろん全国で若者にも魅力のある農業というものをしっかりとつくっていかねばならないと思っております。

○金子(恵)委員 農は国の基なり。もちろん、農業の政策についてしっかりと進めていく、そしてまた改善すべきところは改善する、それは重要なことだというふうに思っています。

しかしながら、繰り返しになりますけれども、営農再開支援等の妨げになるような形で、今回の例えは自治体に対しての一部負担を強いるような考え方、こういうことには農水大臣としてもしっかりとノーと言っていただかなくてははいけません。いうふうには私は思っています。

復興も待たなしなんです。大変厳しい状況にある農業者の方々を救ってくださるのが、私は農水大臣のとても重要な役目だというふうに思っています。

六十年ぶりの農協改革ですけれども、根拠はこれまでも示されています。中央会が単協の自由な経営を妨げているというその事例さえ、先ほど来質問がありますけれども、示されていないという状況であります。また、歴史あるこの農業委員会制度を改革するということが農業者の所得向上にどのようにつながっていくのかということが、明確に答弁もされていません。

さらにもう一度私は質問させていただきますが、全中の業務監査が単位農協の活動を妨げている、その具体的な事例というのはあるんですか。

○林国務大臣 これはもうきょうの最大の話題になっておるわけでございまして、先ほどからの繰り返し返しの御答弁を差し上げることになります。まさに、我々が提案理由として説明をさせていただいたのは、特に、中央会制度が昭和二十九年に

導入されたとき、農協経営が危機的状態に陥っていて、行政にかかわって農協の経営を指導してやっていこう、一万以上あった単位農協を、その成果もあって、中央会がいろいろな御指導もしていただいて、今七百程度に減少してきた、一県一JAもふえた。

そして、それからもう一つ、先ほどの小山先生のとくにも議論になりましたけれども、信用事業の方は、しっかりとこれは農林中金に指導権限が与えられておる。これも、実は昭和二十九年の今の中央会制度が始まったときにはなかったことでございまして、制度が始まったときとやはり状況が大きく変わってきている。

それから、もっと大きな背景としては、食料の足りない時期から過剰基調になってきたので、全体の改革がある、これは申し上げてきたとおりでございます。

したがって、今回の中央会制度の見直しも、スタートした昭和二十九年当時との状況が変わってきたということ、どういう新しい制度にするかということをお議論を与党でまとめていただいて、その過程においていろいろヒアリングをしたことはこの間から申し上げているとおりでございます。これはこの間から申し上げている状況の変化に伴って制度を見直した、こういうことでございします。

○金子(恵)委員 先ほど来申し上げております、本間に、単位農協の活動を妨げている、そういう具体的な事例があるのかということ、それをまず明確にさせていただきたいということ、そしてまた、あるのであれば、きちんと出していただきたいと思ひます。

次に、一体的な今回の改革ということによって、どのようにこれからの我が国の農業というものが変わっていくのか、改善されていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○林国務大臣 これはもう常々申し上げておるところでございますが、まさに今回の農政改革で目指すべき姿というのは、先ほど松木先生のとく

御議論もさせていただきましたが、成長産業化していくという産業政策の部分、そのためにはやはりサプライサイドである生産現場を強化する、それから、売る方を努力して、高付加価値化を図って、六次産業をやるなり輸出をやっていく、こういう産業政策の部分と、それから多面的機能と云われておりますが、農業、農村の持ついろいろな、お金に換算できないような機能も含めた多面的機能の維持発展を図っていく、この地域政策、これを車の両輪として改革を進めていきたい、こういうふうな思っております。

そして、強い農業を産業政策を中心に実現して成長に結びつけていくということと同時に、美しく伝統ある農村、集落、コミュニティというものをしっかりと地域政策でもって守っていく、これを目指していきたいと思っております。

○金子(恵)委員 地域を守る改革という方向性も持っているということ、よろしいでしょうか。そのように私は理解をさせていただいておりますが、ただ、今回の法案を見ておりました、それが明確に見えてこないのが残念でなりません。

私は、実は、福祉系の専門学校の講師をしておりまして、地域福祉論を担当しております。地域福祉の観点から見ても、福祉コミュニティを構築するために必要なネットワークを構成する、そういうさまざまな組織の一つに協同組合があります。

協同組合はそもそもどういうものかというところ、ICAの声明によれば、協同組合は、人々の自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人々が、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願ひをかなえることを目的とします。相互扶助の非営利組織、あるいは組合員の助け合いの協同が共通理念であります。これは地域福祉の理念と大変重なっております。ともに生きる社会をつくる上でも、とても重要な組織であると言えます。農協、地域農協は、農業者と地域の皆さんの相

互扶助の精神によつて成り立つてきた組織で、農業協同組合です。私は、それが農協の本来に一番根底にある考え方だというふうに通つております。

そこで、林大臣のお考えをお伺いしたいんですが、農協とはどのような組織でしょうか。

○林国務大臣 これは若干、今の先生の御見解とは違う見解を私は持つておるのかもしれませんが、一条というのがございます。ここにどう書いてあるかというと、農業協同組合法第一条、「この法律は、農業者の協同組織の發達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の發展に寄与することを目的とする。」というふうになつておりまして、まさに、農業者が自主的に設立する協同組織で、農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立されておる、こういうことでございます。

したがつて、やはり農業者、特に担い手から見ると、その所得向上に向けた経済活動を積極的に行える組織である必要があり、有利販売、有利調達に重点を最も置いていただいて事業運営を行うということが重要である。これは常々申し上げてきたところでございます。

今委員から御指摘があつたように、社会的なインフラを實際上担つていられるということも事実であります。ところが、そちらが中心になつてしまつて、一条である、そもそものよつて立つ原則である、農業者が農協を利用することでメリットを受ける、販売活動等々がおろそかになつてはいけないというふうに通つておるところでございます。

○金子(恵)委員 私は、その部分についても大変重要な部分があると思つています。

先ほどICAの定義を言いましたけれども、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的としているのが協同組合だというふうに通つておりました。

農業という産業を通してながら地域の人々を潤わせていく、そういう仕組みなんだと思つています。そ

して、農業の担い手というのは、今の意味は広い意味での担い手ですけれども、農業をしていらっしゃる全ての農業者、そしてまたそれにかかわる全ての地域住民の人たちにプラスになる、そういう組織でなくてはならないということですので、私は、その地域に住んでいらっしゃる農業者が農業にかかわらないということはあり得ないと思つておる。

農というのは、食の安全と間違いなくつながつていられる。全くそこは重なつていられる。ですから、いろいろな解釈があるかもしれませんが、でも、間違いなく、地域のための農協ということだというふうに通つていられる。

それで、協同活動というのを農協はしてきたわけですが、それでも、そもそも協同活動というのは、もちろん、地域づくり、生きがいづくり、そしてまた幸福を得るための運動であるというふうに通つていられる。

農協も、協同活動を進めてきて、地域と地域住民の皆さんを支えてきたということ。そして、農村あるいは地域のニーズに対応するために生まれてきたのが、例えばJAバンクの信用事業、Aコープの生活事業のような事業であります。

地域農協は、住民生活及び地域生活における必要不可欠なインフラになつていられる。大切な組織になつていられる。このような農協の多面的な機能というのはこれからの継続、持続させていかなくてはならないと思つておる。けれども、この多面的機能など、地域貢献しているJA、農協の役割というところについてどうにお考えでいらつていられるでしょうか、お聞かせください。

○小泉副大臣 先生御指摘の部分でございまして、先ほど大臣からも御答弁いただきましたけれども、農協法第一条において明らかにされておることは、農協は農業者の協同組織であるということ。このため、今回の改革では、農協が、農業者の所得の向上に向けて、地域の農業者と力を合わせて、農産物の有利販売などに創意工夫をしながら積極的に取り組むことがで

きるようにすることを基本的な考えとしていられるわけでありませう。

一方で、農協は、過疎化、高齢化等が進行する農村社会において、實際上、地域のインフラとしての側面も持つていられる。事実でございませう。したがって、農協が、農業者に対して十分なメリットを出した上で、地域のインフラとしての機能を果たしていただくことも重要と考えておる。

今回の改革では、実際のインフラとしての機能について、組合員でない地域住民に対しても円滑にサービスを提供していく上で、必要な場合、例えば員外利用規制がネックになる場合等がございませうが、農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協に組織変更できるようにすることとしていられるわけでありませう。

このように、今回の改革は、農業者の協同組織としての原点に返りつつ、これまで農協が地域において果たしてきたインフラ機能も適切に果たせるようにしようとするものでございませう。

○金子(恵)委員 地域のインフラだと先ほどもおつていただきました。それは、なぜそういう言い方をされるかという、必要なものだからです。私は、ライフライン、そういう言葉を使わせていただきますけれども、なくてはならない、そういう組織であるということは同じ認識でよろしいでしょうか。

その中で、例えば株式会社化する中、その中に競争の原理が入り、そして競争後、例えば地域社会の、今申し上げたようなライフラインが断たれるというようなことがあるかもしれない、そういう懸念を持つておる。

つまりは、例えば事業分割や株式会社などへの移行に伴うリスクがあるのではないかとと思つておる。いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 事業を分割したり、あるいは組織を変更するという話は、あくまでもその農協の選択でございませう。今副大臣からも御答弁いた

しましたように、農協という組織形態のままでは、員外利用規制等によつて、農業者でない地域住民に対してインフラとしてのサービスを提供していくことが難しくなる、そういうような場合に、この選択肢を使つて株式会社に変換できるという規定を入れていられること。例えば生活購買ですとかあるいはガソリンスタンド、こういったもの、これは、農家だけではなくて、その地域の方々はたくさん使つていらっしゃるかもしれないが、そういう方々にとつても使いやすいようにして維持をしていく上で、会社にした方がいい場合には転換をしていただく、こういうものでございませう。

株式会社に変換した場合には、農業者であるかないかにかかわらず、地域住民であれば誰でも事業を利用できるということになります。員外利用規制がなくなります。それから、従来、准組合員であつた方々も、この場合、株主として議決権を持つてその会社の運営に参加できる、こういうことも出てまいります。

そういったことで、地域のインフラとしてのサービスを適切に維持、提供するということが可能にするために選択肢を入れている、こういうこと。でございませう。

○金子(恵)委員 ちょっと通告してないんですが、今のやりとりを聞いて、衆法の提出者の御意見を伺えればと思つていますが、いかがでしょうか。

○玉木議員 お答え申し上げます。

先ほど小泉副大臣から、インフラとしても大切な話がありました。我々もそう思つていられる。我々は同じなんです。それが法律にどうあらわれてくるのかは、関法と衆法では随分違うというふうに通つていられる。例えば、ガソリンスタンド等例示がありましたけれども、こういったことが大事だ、JAの果たす役割として大事だということに、我々は、そういった役割も法律上正面から認めた上で、ただ、必要な規制があればむしろ強化する

ところもあって、一般の人が使うのであれば、例えば金融であれば、ほかの金融と同じような規制を受けなさいという中で、きちんと農協組織としてやってほしいというのが我々の考え。

今、奥原局長が説明したのは、そういったものはこれから必要かもしれない、ただ、員外の利用規制なんか当たるかもしれないから、例えば、これから、中間管理機構で人を寄せてきて、農家じゃない人がふえてくる、むしろ離農を促していく、そうすると、今まで農業をやっていたけれども、地域に住んでいくけれども、農業をやれなくなつて離れていく人が出てくる、そういう人たちが自動的に多くなつてしまうと、規制にひつかかっているからもうやめてくださいと。そのやめるときに、株式会社という受け皿を用意します。でも、これはもうJAじゃありません、株式会社ですから。

そういうふうには総合農協を切り離していつやるのいいという今の政府案と違って、我々は、あくまで農協という組織が、農家のための組織であるとともに、地域のための組織なんだということ、特に人口減少、高齢化社会という地域の現状を踏まえたときに、それを正面から認めた上で必要な規制を法律に書き込むことが地域に合ったもの、根差したものにふさわしいということ、我々の法案を作成し、提出している次第でございます。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

事業分割とか、株式会社に移行する道を開くということではありますけれども、その中では、信用、共済事業の分離とかJAグループの解体とか、そういうことにつながっていく危険があるということだとも思っています。反対に、そういう道から地域の人たちあるいは地域の農業者も守るということをしつかりと進めていかななくてはいいかなと思うんです。

農協の総合事業については、いつも、先ほど来お話があるように、組合員の農業と生活の総合性に基づくというふうな形で説明されることもあるんですけど、実際に、農協の総合事業について

て言えば、収益性の低い営農指導事業と収益性の高い信用、共済事業を一つの経営体の中に存在させるからこそ成り立っている、農業という低収益の部門へのサービスも成り立つということだと思えます。

つまりは、雇用の確保もなされていったり、そしてまた反対に、中山間地域などでは、このバランスが壊れることによって、雇用、地域経済が崩れていくということにもなっていくのではないかと懸念するところでもあります。

そうすると、先ほど来申し上げていますように、農協の役割というのは大変大きく、地域の農業者を守るだけでなく地域の人々を守っているということにもつながっていくということでもありまして、今、閣法と衆法の違いということも明確に提出者から答弁をいただいたところではありますけれども、ぜひ、これまでの農協の機能というものを守れる、そしてまた、プラスいい改革ができればというふうにも思っているところでもあります。

実は、私は、農協の女性部の部員でもあります。私の地元のJA伊達みらいの女性部の部員です。農協には、青年部や女性部など、地域住民の皆さんとの多様な社会的なつながりを持っている、そういう組織があるということだというふうに思います。

今回の農協改革で、これまでの単位農協が積み上げてきた多様な社会的つながりというものは維持されるというふうにも考えていいのでしょうか。私は、それをもちろん願っています。

私自身も、女性部の部員としては、例えば、地域の行事に協力をしていく、参加をしていくということであったり、ほかの団体との連携をとったりながら地域活動をしていく、そういうことを今までとしてまいりましたし、農業というくくりだけではなく、消費者の目線でも、あるいは女性の視点という点でも、いろいろな取り組みをこれまででもしてまいりました。

今申し上げましたような、地域の中での多様な社会的つながり、これはすごく重要であると思

ます。いかがでしょうか。

○中川大臣政務官 今回の改革は、農協が農業者の協同組合であるという原点に戻って、地域の農業者と力を合わせて、農産物の有利販売などに創意工夫をしながら積極的に取り組むことができるようにすることが基本的な考えであるというふうに思っています。

したがって、女性部の行う直売所運営への参画や加工、販売など地産地消の取り組み、各種イベントへの参加は、もつと積極的に行っていただくことを期待しているものでございます。

今回の農協改革によりまして、農協が積み上げてきた多様な社会的つながりが維持されなくなるという懸念はないものと考えています。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

先ほど、員内、員外というような分け方をされて、組合員とそうでない方々の差別化というようなお話もありました。

実は、例えばJAの女性部というのは門戸を本当に広く開いております。私自身は農業者でありまして、実家が組合員でありますので、もちろん、女性部の部員になるというのは私は当然だと思つて以前から活動させていただいてまいりましたが、今現在、やはり女性部の方々でも、組合員でない方々も入っているということです。

これが、私は、ある意味、農協が積み上げてきた歴史、そして文化なんだというふうに思います。地域の方々とにかく守っていく、そういう協同組合なんだということだというふうに思います。もちろん、それは農業を通してであります。

そういう意味で、とても重要な農協でありますけれども、今回、農協法の改正事項には入りませんでしたけれども、実態調査をした上で五年後にあり方を検討するとしている准組合員の事業利用の規制についての課題があります。

保留扱いになっているわけなんです。今後、どのように調査が行われていくのか。そして、調査によって、現場の実態とか、JAグループの取り組み、農協の取り組みを適切に把握していくこ

とが重要だというふうに思います。その上での検討がなされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 准組合員の関係でございます。

農協は、あくまでも農業者の協同組織でございますので、正組合員である農業者のメリットを拡大する、これが最優先でございます。

したがって、正組合員である農業者へのサービスをおろそかになつてはならないというふうに考えております。

ただ、一方で、過疎化、高齢化等が進行する農村社会におきまして、農協が実際上地域のインフラとしての側面を持っているのも、これはこれ事実でございます。

こういった状況を背景といたしまして、准組合員の利用規制につきましていろいろ議論が行われてまいりましたけれども、これまで准組合員につきましては規制がございませんでした。組合員ではない員外者については規制は既にございますけれども、准組合員については規制がなかったこともございまして、正組合員と准組合員の利用実態の把握ができておりません。

それから、今回の農協改革によって、農業者の所得向上に向けた成果がどの程度出るか、これを見きわめる必要もございまして、

こういったことから、五年間の調査を行った上で決定をするということにしたところでござい

ます。調査の中身につきましては、これから検討していくこととなりますけれども、事業ごとに正組合員と准組合員の利用量がどのくらいであるかというふうなこと、それから、各地域ごとに見たときに、当該事業についてはほかにサービスを提供している事業者がどの程度あるのか、こういったことも含めて調査をしていく必要があるというふうに考えております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

ここで、衆法について、提出者の方々に伺います。

民主党が取りまとめました「政府・与党の農協・農業委員会「改革」に対する基本的考え方」で、「政府・与党は認定農業者に政策を集中しようとしているが、民主党は今後も集落や地域を守る観点から、農業・農村全体を対象にした農業政策を推進していく。」としております。

このような農政についての考え方のもと、今回法案も提出されたというふうに思っておりますけれども、法案提出者の皆さんが考える農協のあるべき姿というのはどういうものでしょうか。

○福島議員 先ほど玉木委員からも御答弁申し上げましたように、我々は、農協というのは、農業者のための組合であり、地域のための組合であるべきだと思っております。

当初、農協法の第一条は、農協は農民の協同組織であると。農民というのは恐らくいろいろな概念があつて、農業を産業としてやる人もいれば、地域で農家を支える人もいれば、農民というのは日本語で言うところの百姓でありまして、百姓というのは全ての民のことなんです。そういう意味で、農村でなりわいを支える全ての人の組合というのがもともと農協であつた。

その一方で、組合員の要件として、農業者と極めて限定しております。それは、制度発足の当初の意図は、農業者と、当初は農民ですけれども、限定しないと、資本家が入ってきたり、不在地主とかが入ってきた農業組合がでかかねないので、それを排除する意味で農民というふうに限定したとなっております。

その上で、准組合員という、その地域に住んで、農民を支える人たちも同じ組合員として、准組合員も組合員もこの法律上は組合員なんです。そうして、地域で支える農業協同組合として発足しているのが日本の農協であるというふうに我々は考えております。

現に、先日の参考人質疑で石田参考人も、日本の農協は生まれながらにして職能組合であり、か

つ地域組合である、三元支配だ、産業組合、農会、販売農協の三元支配で生まれたのが日本の農協であり、それは国際的にも高く評価されているというお話がありました。

我々は、そうした、これまで積み上げてきた農協の歴史と伝統というのをしっかりと守るべきであると思っております。

なお、政府側から先ほど来、農業者の協同組織であるということは繰り返し言っておりますが、農業者というものは認定農家だとか担い手だとかというのを大臣や局長が勝手に決めるものでありません。誰が農業者かは定款で決めるんですよ。

そうした自治の組織が協同組合の大原則であつて、政府側が、農業者は誰だとか農業を担うべき人はこうあるべきだと言ふことは、我々は協同組合の精神に反することだと思っております。そうした協同組合としての自治性というのをしっかりと保つ、しかも地域のみんなで社会的なインフラを維持していく、そうした農業協同組合であるべきであるというふうに考えているところでございます。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。農協のあるべき姿というのを御答弁いただきましたが、それを守るための今回の法案の提出であるというふうに思います。

そこで、我が国の農協というのは、総合農協として、地域農業の振興だけではなく、先ほど来お話がありますけれども、住みやすい社会をつくっていくための、地域住民の皆さんのニーズに応えていく、そういうサービスを提供していく組織であるということだと理解をしていますが、衆法の第三条の二を設けた趣旨をお伺いしたいと思います。

○福島議員 これは、先ほど来答弁していることとございますけれども、現に、今の政府案のように、農業協同組合というのが、あたかも職能組合である、法律には明確に規定されていないにもかかわらずそういう動きがある中で、我々は、農協が地域のインフラとして必須の役割を果たしてい

る地域もあるという今の現状を踏まえて、しかも、そうしたものが、近年の市町村合併や過疎化の進展に伴って地域インフラが、ガランスタンドがない集落やコンビニエンスストアもないような村というのが私の地元にもあります。

そうした中で、農業協同組合のそもその立法の原点であるものを確認しようという意味で、この条文をつけ加えたものでございます。

○金子(恵)委員 そうしますと、地域社会のための農協という位置づけだということだと思ひますが、このことについては、そうすると准組合員制度とはどのような関係にあると考えますか。

○福島議員 先ほどの答弁とダブルすることもあるかと思ひますが、農協法上、准組合員も組合員も組合員でございます。それは、農業協同組合というのが、職能組合であり、かつ地域組合である、この理念に基づいた骨格になつておると思つております。

ただし、中には、准組合員のための部分が大きくなつていて、農家のための組合じゃない部分の比率が多いところもあるかもしれませんけれども、それはしかし、協同組合の理念の中では自治に任せられるべきであつて、当然、それぞれの協同組合の中で、誰のための協同組合なのかというのを組合員の一人一票の中で民主的に決められるべき問題であるというふうに私どもは考えております。

○金子(恵)委員 准組合員制度は必要でしょうか。

○福島議員 必要であると思つています。ただし、准組合員自身も、組合員と准組合員の関係も含めて、ここは大いに議論するべき点はあると我々は考えております。

しかし、だからといって、准組合員は要らないという乱暴な議論には立ちませんし、准組合員の利用が多いから、その農協は農協の本来の道を外れていると短絡的に考えるべきでもないというふうに考えております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

次に、三条の三に「国及び地方公共団体は、第五条に規定する組合の特性に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならない。」とあります。この条文を設けた趣旨は何でしょうか、お聞かせください。

○玉木議員 お答え申し上げます。

この委員会でもきょう累次話がありましたけれども、全中があるから現場が縛られているのではなくて、全中を中心とした農協組織を利用して、時の政府や農政がある政策をいわば押しつけてきたところが、現場の自由度を奪っている面があるのではないかと。例示として飼料米の話も取り上げましたけれども、こういったことからのある種の解放を促していくことが、真の現場の自由度を促していくことになると思つております。

ちなみに、協同組合のアイデンティティーに関するICA宣言の第四原則、これは自主自立、よく取り上げられる原則でありますけれども、ここにはこう書いています。協同組合は、飛ばしますが、政府を含む外部の組織と取り決めに結ぶ場合、組合の自主性を保つ条件で行いますという規定が、実は、ICAの宣言の中にも政府との関係も書き込まれていて、その意味では、先ほど福島委員からも説明がありましたが、組合の自主性というこの協同組合の原点に立ち返つて、政府、行政との関係についても明確に法律に書き込んだ次第でございます。

以上です。

○金子(恵)委員 そうしますと、これによつて、業務運営における自主性を尊重されることによつて、農協の中で最も影響を受けるところ、変わっていく部門というのはどこだと想定されますか。前進する部門というのはありますか。農協全ての部門において前進していくというふうにお考えでしょうか。

○玉木議員 これは、目指すところは政府案とも同じなんです。やはり地域農協あるいはそこに属する組合員の皆さんが創意工夫を発揮して、例えば、飼料用米をこれからつくった方が国からお

金がもらえるからとかではなくて、本当にマーケットは今何を欲しがっているのか、これからの需要が一体どうなっていくのかということをお金の農家や単協が本当に考えて行動していくためには、そういった行政あるいは政府からのある意味での自由度ということをしつかり確保することが現場を一番動かしていく要因になると私は思っております。

○金子(恵)委員　ぜひ、閣法も修正をし、この衆法のいい部分を取り上げていただきたいという思いがしたところであります。

時間になりますので、最後の質問をさせていただきます。

ここで、女性農業者の活躍の場をどのように広げるか、お聞きしたいと思っております。

今回の改正で、実は、農協法の三十条第十三項、第三十条の二第四項に、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならぬものとすることであり、農業委員会法では、第八条第七項でも、農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならぬものとするのとあります。

御存じのとおり、女性は農業就業人口の約半数を占めています。平成二十六年の数字では、五〇・四％。男性より女性の方が多いです。基幹的な農業従事者も四一・八％になります。しかし、残念ながら、農業委員の女性の割合は、これは平成二十六年の数字ですが、七・二％にとどまり、農協の女性役員は六・九％です。

指導的・女性農業者の育成も必要だと思っておりますし、繰り返しますが、これからどのような形で女性農業者の活躍の場を広げていくのか、お伺いしたいと思います。

○林国務大臣　女性は、我が国の農業就業人口の過半、また基幹的農業従事者の約四割を占めておりまして、地域農業の振興、六次産業化の担い手として重要な役割を果たしております。

農業委員、農協役員といった指導的地位に占める女性の割合はいずれも約七％にとどまっております。

まして、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である、こういうことでございします。

三月に食料・農業・農村基本計画を決定させていただきましたが、ここにも「女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備」、こういう項目を設けまして、指導的地位を担うことができる地域農業の次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成ですとか、六次産業化などにチャレンジする女性農業者に対する補助事業の積極的な活用等々を明記させていただいたところでございます。

先ほどは、誰を理事にするかというのを法律で決めるのは大きなお世話だという御批判もほかの委員からいただきましたが、先生からは、そこは積極的に評価をしていただけているような御質問でございましたけれども、法案成立の晩には、農協理事の選任や農業委員の任命に当たって性別に著しい偏りが生じないように配慮するとしたこの規定の趣旨は、周知を徹底していきたいと思っております。

○金子(恵)委員　ありがとうございます。

復興も、女性の視点で進めていくことによって、以前よりもすばらしい地域社会ができるということとを言われています。そして、ここで本当に農業の大改革をするのであれば、やはり女性の視点をしっかりと入れていっていただきたいと思っておりますし、女性農業者の活躍の場をどんどん広げていっていただきたいと心から願っています。時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○江藤委員長　次に、井出庸生君。

○井出委員　維新の党、信州長野の井出庸生です。きょうもよろしくお願いをいたします。

六十年ぶりの大改正、安倍総理が今国会再三強調されてきた審議ですので、安倍法制に負けずの議論をしていかなければと思っております。きょう私から伺いたいのは、午前中岸本委員が取り上げた監査の部分をお伺いしたいのです。

全中の監査が単協の何か仕事の妨げになってきたのか、そういう議論がずっとされてきてまして、その妨げになっていないのだったら改革する必要はないのではないか、そういうことがずっと言われてきました。

しかし一方で、監査というのは、監査をする側と監査を受ける側はやはり独立した関係でなければいけない、ある程度、中立、独立した、時に厳しいことも言う、そういう関係でなければいけないと思っております。

ですから、きょうは、そういう視点からまず質問をしていきたいんです。

午前に岸本委員が伺いました農協監査士、私も、この農協監査士というものがどういう方なのかというところ、大変興味を持っております。

と申しますのも、地元の農協の組合の方、単協でそれなりに御活躍をされている方に聞いても、監査の部分、農協監査士というものは少し雲の上のような存在でよくわからぬと。実際、自分たちが農業を頑張っている分には、監査というものがそもそもかわり合いがないのかもしれないですけれども、そういう情報というものもおりてこないし。

ただ、一方で、農協というものが、先ほどの議論でもありましたけれども、地域のインフラとなっている。農業だけではなくて、病院もあつたり、いろいろなことをやっている中で、業務に支障といえますかひずみが出ているんじゃないか、そういう声も聞いております。

ですから、監査の実態というものを伺っていく上で、まず、農協監査士という方が、年齢は問わないんですが、一体どんな方が農協監査士になるのか。もともと、よし、では俺は農協でそういう会計部門をやりたい、そういう気持ちを持った方が入るのか、そうではなくて、とりあえず農協に就職してから、一から、ちよつと君、会計をやってくれないかといううな、そういう立場で、農協監査士を取得することにはなるんですけれども、かわつていくのか。ざつとばらんに言つて、

一体どんなような方がこの農協監査士というものを担ってこられたのか、一般的なところを教えてください。

○奥原政府参考人　まず、農協監査士の制度でございしますけれども、これは公認会計士法に基づくものではございません、農協法に基づいた措置でございします。農協監査士の試験、これは全中が実施をするわけですが、これも、この試験に合格をされた方が農協監査士、こういうことになるわけでございます。

全中、県中の職員の方々、これは人事異動でいろいろな仕事に従事されるということとして、監査の仕事をやられることもありますし、それから農政の関係の仕事をする方もあるし、いろいろな部署を人事異動でもって動かされているというふうにも思っておりますが、中央会におきましては、多くの方が、監査士の資格はやはりきちんと取ろう、そういう動きがあるというふうにも思っております。

ですから、現在実際監査に従事されている監査士の方よりも、監査士としての資格を持っていられつる中央会の職員の方はかなり多くいらっしゃる、こういうことでございます。

やはり農協の中央会の方の場合には、一般的に農協に対する指導とか監査をしますし、農協の方と接する機会も多いわけですので、きちんと経理的なものが見られるとか、そういう観点で、監査士の資格はできるだけ中央会の職員は取ろうというところで動かれているというふうには我々は承知をしております。

○井出委員　農協監査士は、午前中の岸本委員との話の中でも出てきましたが、これから新しい監査業務に入っていくために公認会計士にならなきゃいけない、移行をしていくというような話も出ておつたんですが、今お話しになった試験ですね。

試験の案内とかを見ているんですが、試験は、受験資格の制限はない、そして全六教科の試験があつて、総点数で一千点満点なんですけれども、

総合で六百点以上点をとって、全ての科目八十点以上とれば合格ですか、あと、前の年に、合格はできなかったけれども、合格基準は満たさなかったけれども、ある程度の成績をとれば、次の年度の試験では教科が免除されるというような仕組みだとホームページで伺いました。

そして、これから農協監査士の方が対等に仕事をしたいと公認会計士、この試験の合格率などを見て、農協監査士の合格率というのは二〇%、多いときは三〇%ぐらい毎年あります。それに対して、公認会計士は大体一割ぐらい。これも、母数が丸が一桁違うんですね。公認会計士の試験は一万人を超える人が受けております。

そういった中で、私も岸本委員と同じ問題意識を持っておりまして、農協監査士の皆さんが公認会計士と立ちつとこれから戦っていくのか、そのところをどうお考えか、改めて伺いたいと思います。

〔委員長退席、吉川（貴）委員長代理着席〕
○奥原政府参考人 現在農協監査士の方がこれからという仕事をしていくかというのは、一つの重要なポイントだと思っております。

今回の法律の附則の中でも、現在農協監査士の方が公認会計士の試験に合格をした場合には、公認会計士になる場合に実務経験とかそういった要件がございませうけれども、そういったところは従来の農協監査士としての経験も考慮して、円滑に公認会計士になれるように、こういうことは書いてございますが、全ての方が公認会計士になっていただいてこれからの監査の業務に従事していただくということでもないというふうに思っております。

例えば、新しく監査法人、外出ししたものができますし、あるいは、従来の監査法人でこれから農協に対する監査をやろうというところも出てくるかと思ひますけれども、そういったところでありあえずは監査のときの補助者として仕事をしていたで、こういうケースも当然あり得るというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました

ように、この監査士の方々も、全中あるいは県中の人事異動でもいろいろな仕事をローテーションでやっていらつしやる方々でございまして、監査以外の業務に従事をするということも当然あると思います。

それから、この監査の体制、今回かなり変わることにありますけれども、その場合に、これから例えば、業務監査の方について業務づけはなくなりますが、末端の農協の方から見て業務監査を受けたいという需要がどのくらいあるのか、むしろ業務監査を受けるよりも自分たちの内部監査の体制を強化したい、自分たちの中にきちんと経理を見ていろいろなことをチェックできる人を置きたいということであれば、従来の農協監査士として中央会でやっていただいた方に農協の方へ移っていただくというケースもあるかもしれません。

そういったことをトータルで、現在監査の業務に従事をされている方々が困ったことにならないようにきちんと配慮していかなければいけないというふうに考えております。

○井出委員 農協監査士をされていた方のこれからというの、私も同じ思いで、しっかりとそこをフォローしていただきたいと思ひます。

ただ、その一方で、これから新しい監査法人を外につくる。政府案でこれから求められているのは、やはり公認会計士の監査。これは、端的に言えば、独立性をきちつとした公認会計士の方の監査に移行していくと思うんです。

農協監査士は、受験資格は問わないと書いてあるんですけども、その中に、唯一、全中に所属をしないといけない。その農協監査士が、これまで会計監査と業務監査の両方をやってきました。

私は本場に根本的なところを伺いたひんです。これまでの農協の監査というの、全中に所属をすることが受験資格の条件になっている農協監査士というものが、果たして農協の監査を独立性を持ってやってきたのか。また、その方たちが一生懸命公認会計士にできる範囲で移行し

ていつて新しい監査法人をつくったときに、全く別の監査法人がある企業を監査しているような独立性を保った監査が、今までの経緯を見ると、これからの難しいのではないかなと私は思っておりますが、その見立てを伺いたひと思ひます。

○奥原政府参考人 これまでの農協法に基づく監査の体制は、県の中央会それから全国中央会、これは、監査の業務はもとと行えるようになっております。

その上で、平成八年の制度改正で、外部監査として、二百億円以上の貯金量を持っている農協等には、会計かつ業務監査として、全中の監査を義務づけるということになりました。したがって、あくまでも今の制度のもとで監査を実施するのは中央会、そういう法制度でございまして。そのために、監査士の受験資格としても、全中の職員であることというのはついているというふうに思っております。

ただ、今回、全中監査機構を外に出して、公認会計士法に基づく普通の監査法人をつくっていただく、こういうこととございまして。そこに移る方も当然いらつしやると思ひますけれども、移った方は、今度は全中の職員ということにはなりません。で、独立性はきちんと確保できるようにします。と純粹な外部監査を行ったということになりませんか、そこはきちんとした体制をつくっていくということになると思ひます。

○井出委員 普通の監査法人に果たしてうまくなるのかどうかというところは、一つの問題として提起させていただきたいと思ひます。

実際、この農協の監査というものは、恐らくドイツなどの例を参考にされていると思うんですが、ドイツも、信用事業を行っている組合には銀行法を適用するとか、商法に基づいて監査団体による財務諸表等監査が義務づけられているとか、監査団体の理事は過半数が公認会計士であることが必要とされているとか、現行制度を比較しても若干日本と違いがあるのではないかなという思ひしております。

これから公認会計士の監査にかわっていくわけでありまして、農協と公認会計士業界といひますか団体といひますか、そのかわりといひますか少し見させていたいただきたいと思ひます。

今の全中の監査機構、その監査委員長をお務めの方は、ある大きな監査法人のトップの方がお務めになられている。この監査機構は平成十四年に設立をされました、今の方が三代目に当たるんですが、お三方とも、同じ大きな監査法人のトップやしかるべき立場から監査機構の監査委員長になられているといういきさつがあるというところは聞いております。

これは何か理由があるのかないのか、御存じの範囲で教えていただきたいと思ひます。

〔吉川（貴）委員長代理退席、委員長着席〕
○奥原政府参考人 全中の監査機構でございませうけれども、あくまでも、法律に基づくというよりも、全中の内部組織でございまして。この監査機構の委員長をどなたにするかはまさに全中の人事の話でございまして、これについて我々は詳細を承知しておりません。

○井出委員 あと、もう一つ伺いたひのですが、JAの監査機構、ホームページでいろいろなところを見ておりますと、監査の取り組み内容として、適切な監査を行っていくためにさまざまな取り組みをやっているんですが、公認会計士等専門家を活用していく、公認会計士と契約をしなければいけない、そういうことも現行法で決まっているかと思ひますが、実際に、今は農協法に基づく農協監査士が監査しているから問題ないんですけれども、公認会計士が監査することになってきたときに、岸本先生がおっしゃってましたけれども、監査をする側とされる側の独立性といひものが非常に問題になってくる。例えば、今私が申し上げました、ずっと同じ監査法人から農協の監査委員長が出てきている。

もう一つ私が伺いたひのは、公認会計士三十名と契約をしている、その契約といひのもどういう形でやっているのか。これが、ある程度、例えば、

○奥原政府参考人 全中と公認会計士の方の契約でございますけれども、要するに、いろいろな監査法人の方が全中の監査機構の方に来ていただきたい、実際に現場に監査に行くときに同道していただくこともありますし、それから、農協監査士が中心となつて監査したものについて、それをいろいろな形でチェックしたり指導していただく、こういうことをやっていただくための契約を結んでいるというところでございます。

○井出委員　今、複数のところから来ていたたい
ているというお話で、いろいろチェックや指導を
してもらっているということでしたけれども、こ
れからの監査というものは、今までは農協監査士
が農協について、会計監査と業務監査、いわゆる
普通の会計の監査の方とコンサルと言われる部分
をやってきたかと思うんですけれども、これから
公認会計士の監査をするとなると、業務監査、コ
ンサルティングというものは、むしろ会計監査と
してははいけない領域に入ってくるのでは、
そういう問題提起をさせていただきたいと思いま
す。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十四号

○奥原政府参考人 基本的に、今回の法改正で、会計監査については、公認会計士、監査法人の監査を義務づけるということになりますが、業務監査の方については全て任意になりますので、普通の民間組織と同じように、自分が必要であると判断したときに必要なところに頼んでいただくというだけの世界になります。

これに、公認会計士法の中で、上場企業等につきましては、監査法人が一つの監査の対象に対して、監査業務とそれからそれ以外の、例えばコンサル業務と一緒に提供してはいけないという規定がございます。これは、特にエンロン事件の後、規制として導入されたものですけれども、経営の指導のようなことをやっていると、自分が指導した経営についての会計のチェックはどうしても甘くなるということで、同時提供は禁止をするということが決められております。

ですけれども、公認会計士協会に今度の外出した監査法人も属するということになりますので、公認会計士協会の内部のルールには当然従わ

そこにつきましては、同時提供を完全にはいけないうことではありませんけれども、一定の独立性を保つルールを守っていたかどうかというようなことが内規で決まっております。例えば、監査をする方のチームとコンサル的なことをやる方のチームは人を完全に分けるとか、いろいろなルールが決まっておりますので、これは農協のニーズが、会計監査と業務監査を同時にやってほしいというニーズがどれだけあるかにもよりまずけれども、ニーズがかなりある場合には、それをどういう形で提供するか、それについては公認会計士協会とも今後よく協議をしていく必要があるというふうに考えております。

公認会計士の側からすれば、法的に認められていたにせよ、今までやってこなかった、ましてや、エンロン事件、ワールドコム事件の後、日本でも日本版SOX法というのがたしか二千何年かにできて、そのところが厳しくなつて、たしかエンロンやワールドコムの事件があつたとき、アメリカの大きな監査法人も、世界一大きい監査法人も潰れている。

ここで業務監査というものはもう事実上なくさざるを得ない、それぐらいの今転機なのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

監査はある監査法人にやっていただいて、コンサルは別のところに頼むということも当然あります。

○井出委員　業務監査の部分は、任意、自由になります。ですから、国の方で業務監査を勧める必要もなくなってくる。それはおっしゃるとおりだと思ふんですけれども、どうなのでしょう、これまでやってきた業務監査はこれからの農協には残念ながらこの法改正をもって必要はなくなりそうです、そういうことなのでしょう。

法令違反がないかどうかとか、それは自分たち

やはり日ごろからチェックをしなければいけない。ですから、ほかの民間組織については業務監査の義務づけはないということでございます。ただ、農協の場合には信用事業等もやっておりますし、農協は協同組合ですから、行政の監督検査もございいます。だから、行政の検査が入ったときは当然そういうものもチェックをすることになりますので、そういうものとして、農協はこれからどうするか、自分たちで御判断いただくということになると思います。

○井出委員 今、業務監査はこれまでどういうものをやってきたのかというところのお話がありまして、私も、「JA全国監査機構における業務監査結果の事例」というものを見てきたんですね。それをばらばらとめくっていると、確かに、補完的と申しますか、もう少し悪く言っちゃいますと、どこの農協にも言えるようなことが並んでいるだけではないのか、そんな印象すら持っているんです。

ただ、一方で、地域の農協がこれから切磋琢磨をして、地域の農協が活力を持ってやっていくという部分では、コンサルティング、誰かに指導を受けなければいけないという話ではありません、自分たちでアイデアを出してやっていくことも重要な部分だと思ふんですけれども、この部分をどうするかという議論はしっかりと考えていただきたいと思ふんですね。

業務監査、今までやってきたけれども、自由にします、こちらからは言いません、中身を見てきても補完的ですが、そこまで終わってしまったらでは、地域の農協はどうなっていくのか。地域の農協の活性化に資する一番重要なブレン、アイデアの部分だと思ふんですけれども、そこをどうしていくかということについてお考えを伺いたいと思います。

○奥原政府参考人 そこは農協の役員体制の問題とも絡んできている問題だというふうに思いますが、農産物を有利に販売していくというためには、

やはり担い手農家の方々の御要望もきちんと踏まえた上で、自分たちのところの農産物をこれからどういうふうにして売っていくのか、地域によって農産物も違いますし、市場との距離も違うでしょうから、これはそれぞれのところで本当によく考えなきゃいけないと思います。

どうやれば有利に販売ができるかという販売方針をきちんと担い手の意向を聞いて立てていく、これを立てて、実行できる方をその役員の中にちゃんと入れていくというのが、その理事の要件のところの考え方です。

その際に、役員だけではなくて、方針は大体決めたけれども、やはりプロの人にもっと見てもらって、アドバイスもしてもらって、例えば、六次産業化をもっと進めたい、あるいは輸出を拡大したい、こういうことが当然ございます。そのときには、そういう専門能力を持っているところにコンサルの相談をするということは当然あり得るわけです。

従来は業務監査も当然のように全中の監査として受けていたわけですが、そのコストは今回なくなるわけですので、本当に必要なときに必要なコストを払っていただいて、能力のあるところにそのコンサルを頼んでいただく。これは、その農協自身の販売方針をこれからどうするか、それをどうやって実現するかという全体の中での流れで考えていただくべきテーマだというふうに思っております。

○井出委員 今、今までの監査に対するコストが振り向けられるというふうなお話もありましたけれども、一方で、会計監査というものはきちっと受けていかなければいけないと思ひますし、私は、今回の監査の改革というのが、まず、公認会計士の監査に移行していく、これは独立性という意味では一つの改革なのかなと思ひますけれども、冒頭に申し上げた農協監査士さんの、これからまた新たにできる監査法人がどうなるかということももう一方で、今申し上げた業務監査の部分で、

業務監査は自由になっていく、今おっしゃった、農協ごとの、六次産業化に対する取り組みですとか、そういうところでやっていくというお話だったんですけれども、私は、農家のため、組合員のための改革であれば、今局長がおっしゃった最後の取り組みの部分はどうしていくのか、国が何ができるのか、それが改革の本丸であって、監査の権限をなくしました、それがこの農協法の目玉に、イの一番に項目として挙がっているようでは、私はまだまだ本当の農家のための六十年ぶりの改革とは言えないと思ひますし、地域の農協がどうやっていくかというところの議論がまだ残念ながら足りていないと思ひているんですけれども、どうでしょうか。

○奥原政府参考人 監査の話も当然今回の農協改革の重要な要素ではありますが、それが一番大事なところかといえ、必ずしも我々はそうは思っておりません。やはり一番重要なのは、地域の農協のところで農産物の有利販売に向けて本当に全力を挙げていただく体制をどうつくるのか、これとの関係で全てができてくるということだと思っております。

そういう意味では、この農協法の目的規定のところ、営利を目的として事業を行ってはならないというのをなくして、農業所得の増大を入れる、それから、収益性を高めてこれを将来への投資や利用高配当に向ける、こういう規定を入れた。これで関係者の意識をきちんともう一回整えていただいて、皆さんが農産物の有利販売に取り組むような姿勢を持っていただく。その上で、役員体制のところについても、担い手の方、それから販売能力のある方を理事の過半に入れていただいて、そういうことが実行できる体制をきちんとつくっていく、こういうことを入れているわけでございます。

そういった方々がきちんと前向きにいろいろな仕事をやっていくと思えば、当然コンサルを必要とするものも出てくるでしょう。自分たちでできることもあるかもしれませんので常にコンサル

が必要だとは思ひませんが、そういう場合に必要があればコンサルを使っていたらいい。

この全体があつて初めて今回の農産物の有利販売に向けた改革が進んでいくことだろうというふうな思ひております。

○井出委員 今、農協法の目的も変わると。今までより少し、荒い言葉で言えば、頑張つて稼いでいく、そういう方向になると思ひます。

少し監査の法律論の方に戻りたいんですが、先ほど少し申し上げたんですが、公認会計士、監査法人というのは、監査される側とする側で独立をしないといけない。そのときに、新しい監査法人がどういう性質のものになるのか、もう少し議論をしたいんです。

この法律の提案理由説明のときに、安定的に信用事業を継続できるようにするために会計監査を義務づける、そういう趣旨の説明があつたんですけれども、この趣旨説明も、監査法人や公認会計士の監査は、最初にも申し上げたんですけれども、安定的に信用事業を継続できるようにするために、そこまで公認会計士はかかわってはいけなと私は思ひます。

信用事業の、さつきも申し上げましたけれども、財務諸表など、間違ひなどをきちっとチェックしていくために公認会計士というのはなければならなくて、法律の提案趣旨の中で、安定的に信用事業を継続できるようにするために公認会計士を導入するというのでは、そこは私は間違ひしていると思ひます。

私は、今までの農協の監査がやはりほかの監査に比べると少し内部的なものだったのかなという思ひもあるんですよ。それを引きずっているんじゃないかと思ひて、この提案理由説明、ここは公認会計士の考え方と相入れないのではないかと思ひますけれども、ここをもう一度はつきりさせておきたいと思ひます。

○奥原政府参考人 信用事業を安定的に実施していくために、この言葉の趣旨でございます。平成八年に、これは信用金庫、信用組合を含め

まして、外部監査を導入することになりました。税金、信組も、公認会計士、監査法人の監査を義務づけられるということになりました。

このときに、では、農協についてはどうするかということが相当議論になりました。当時農林省と、それから当時金融庁はまだできておりませんでしたので大蔵省銀行局ですけれども、そこそ相当な調整があった結果として、最後の決着は、全中監査を義務づけることによって外部監査にするということになりました。

ですが、その後も、全中がやる監査については純粋な外部監査とは言えないのではないかと、要するに、監査を受ける方が全中のメンバーとして金も出しているわけですので、その監査は純粋な外部監査とは言えない、したがって、きちんと会計書類が点検されていないのではないかとという疑いもある、こういう指摘が外部からいろいろなされております。

特に、平成二十年には公認会計士協会の方からもうこういった意見書が出されておりました、全中の監査では純粋な外部監査とは言えないので、これは早急に公認会計士の監査に切りかえるべきであるという意見も出されたところでございます。こういった批判が次々に出てまいりますと、これから先、信用事業を健全に運営すること、これが難しくなっていく、そういう可能性もあるというふうに考えているわけでございます、こういった外部監査としての中身をきちんとするというのが今回の改正の趣旨です。

疑いを持たれている全中監査ではなくて、純粋な監査法人の監査に切りかえて、会計書類については適正にきちんと点検をされている、会計書類の数字は信用できるものであるという前提でそれぞれの農協が判断できる、あるいは預金者の方も判断できるという状態をつくるということでございますので、それ以上のものでございませぬ。

○井出委員 公認会計士の監査の方にきちんと切りかえる、そういうお話が今あったんですけれども、そうしますと、冒頭私は、ちょっと岸本委員

と考へる方向性が違うものの、農協監査士についていろいろ聞いてきたんですが、農協監査士の方が公認会計士に受かったら、公認会計士としてできるだけ速やかに仕事ができるようにしようですとか、その経過措置ですね、公認会計士の側からすれば、一体どうということなんだと。

平成二十年の公認会計士の意見もそうだったと思うんですけども、果たして農協の監査というものを公認会計士がやっていたりするのかどうかというところは、公認会計士の側からすると、今なお大きな不安と疑念があると私は承知していますけれども、そのあたりはどうでしょうか。公認会計士の声について、どういう認識を持たれているか。

○奥原政府参考人 質問の御趣旨は、公認会計士や監査法人の側が、農協の監査がうまくできるかどうかということでございますか。

そこにつきましては、現在、公認会計士の方は、当然、いろいろな企業の監査をやっていたいております。これはいろいろな業種があるわけですが、信用事業、金融のところだけではございませぬ、いろいろな業種があります。農産物の販売をやっているような会社もあるし、スーパーもありますし、いろいろな業種の監査をそれぞれ経験されていると思いますので、それと比べて農協がやっていると、それが全然違うという話ではないというふうにまず思っております。

ただ、農協法という法律がございますので、農協の特性みたいなところはありますから、そこは、三年六カ月の経過期間がありますので、この間に監査法人あるいは公認会計士の方々に、農協の仕事の仕方は基本的にこうなっているということ、勉強していただくような機会も我々はつくらなきゃいけないと思っておりますので、そういった準備活動をこの三年六カ月の間にきちんとやる。

特に、公認会計士協会や全中や金融庁も入れまして協議の場もつくることにしておりますので、そういったところで、三年六カ月たつてこの部分が施行されたときにきちんとした対応ができるように準備をしていく、こういうことだと思っております。

○井出委員 実際、既に私が公認会計士の関係の方から伺っているのは、実際に農協監査士を監査法人が受け入れをして、職業訓練とでもいうんですか、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、そういうことをやっているという話も聞いています。

ただ、やはり公認会計士の側からすると、本当に大丈夫かという、むしろ反発に強いぐらいの疑念の中から今受け入れをされていて、実際にオン・ザ・ジョブ・トレーニングをやってみても、本当にやっているといるのかというところは大きな疑念が残っているということ、いろいろな方から伺ってきているんです。

私は、農協の監査を公認会計士にしていこうという方向性は、それは一つの道だと思っておりますけれども、経過措置またはその協議の場で、果たして本当にそういう道になるのかと。

農協が今までやってきた部分を残して、何かほかの監査法人が、将来的にはほかの監査法人が農協の監査をやるようなことも出てくるかもしれないよ、そういうものがしづらに、新たな監査法人をつくったんだけれども、やはり農協は農協のためだけの監査の環境しかならないよね、そういうことになるような大きな不安を引きずってのスタートになりかけているんじゃないかと思っておりますけれども、そのあたりの展望をもう一度お願いします。

○奥原政府参考人 そこは、そういうふうにならないうようにこの準備期間をきちんと過ごしていくということだと思っておりますので、法律が成立をした時点には、当然、協議の場をすぐにつくってその検討を始めますので、始めて、三年六カ月後にきちんとした体制で、要するに、外出した法人も、公認会計士法に基づいて適正な、独立性を保った形で仕事ができるような仕組みをきちんとつくるといふことで調整をしていきたいと思っております。

○井出委員 監査の改革、移行というものの、今お話をしたように、まだまだ幾つか越えなければいけない課題というのがあるかと思えますし、そして、その本丸は、私が途中で質問して局長からもお話をいただいた、地域の農協がどうやって元気に農業をやっていくか、そこだと思えますし、その議論が尽くされないまま、この法案が、確かに分厚い条文で大改正だと思えます、ですけれども、その一番は、この法律ができて、組合員の方も、また農家の方が農業をしやすくなる、そういう改革でなければいけないと思えますし、そのためには、まだ少し、少しじゃないですね、たくさん議論が必要かと思えますし、まだ道半ばかと思えますが、最後に大臣に思いを伺いたいと思えます。

○林国務大臣 非常に専門的な立場から監査のところを中心に御質疑いただきましたが、まさにこれを決めるに当たって、与党自民党内でも今のよう議論をして、この間まとめた与党取りまとめというの、そういうことも踏まえて、関係省庁、日本公認会計士協会、全国中央会による協議の場を設けるというふうにして、それが附則にきちっと明定されておりますので、そういう場をしっかりと活用しまして、今お話のあった御懸念がないようにする。

また、何よりも、これは手段であって、目的である農家の所得をふやしていく、このことについては、これだけではなくて、全体の改革を統一的に推進することによってしっかりと実現を図ってまいりたいと思っておりますので、ありがとうございます。

○井出委員 終わります。どうもありがとうございます。

○江藤委員長 次に、斉藤和子君。

○斉藤(和)委員 日本共産党の斉藤和子です。よろしくお願ひいたします。

農業委員会法の改正問題について質問をいたします。

農業委員会法の改正を進めてきたのは、二〇一三年一月に設置された、住友商事相談役岡氏が議

長を務める規制改革会議で安倍総理は、規制改革

第一回の規制改革会議で安倍総理は、規制改革は安倍内閣の一丁目一番地と強調をし、二〇一三年の九月十九日の規制改革会議で、農地中間管理機構の創設に関する規制改革会議の意見を取りまとめ、その中で、「今後の課題について」として、「下記に掲げる事項をはじめとする抜本的な改革に早急に取り組む必要がある。」として、このように書いています。(一) 農業委員会の在り方 今回の新制度において、農業委員会の法的な関与は求めないこととする一方、そもそも農地制度における農業委員会の果たすべき機能及び組織の在り方について、早急に検討を開始すべきである。」と書いています。

この日の規制改革会議では稲田大臣が、私はやはりこの今後の課題の中の農地法そのものが一体どうなのか、農業委員会のあり方とか農協のあり方もあるんですけども、農地法自体、それはどうなんだろうかと、今、戦後のそれこそ総理がおっしゃっている戦後レジームの中でできているこの農地法が機能しているんですかという根本的なところをぜひ検討していただきたいと話されています。

もともと、農業委員会からは改正をしてほしいという要望は出ていません。逆に、反対の声の方が充満している。

このもとで、安倍政権によるこの改正というのは、安倍政権が進めている戦後レジームからの脱却、この一環としての農業委員会法の改正だと理解してよろしいでしょうか。

○林国務大臣 安倍内閣においては、農業を成長産業として地方創生の核としていくために、農林水産業・地域の活力創造プラン、これをつくりまして、農政改革を進めてきたところでございます。

農政改革が、時代の変化、環境の変化に応じて成果を上げていくためには、政策面の見直しに加えて、政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整えていく、これが必要不可欠でありますので、今回の農業委員会改革もその一環として

で行っているものであります。

平成二十五年十二月に、先ほど申し上げました農林水産業・地域の活力創造プランを決めさせていただいておりますが、実はここに、農業の成長産業化のための施策を定めるとともに、農業委員会についても翌年六月に向けて見直しの議論を進める、これが既にそこに明記をされております。

その後、政府・与党で議論が進められて、昨年六月に与党取りまとめであるとか、それから日本再興戦略ということが決まっておりますが、そこで農業委員会の改革の方向性が示されて、これらを踏まえて、ことしの年初だったと思いますけれども、さらに検討を加えて、今回の法案を提出したということでございます。

今御指摘の規制改革会議でございますが、昨年五月に意見というものが出ておりますが、これは内閣総理大臣の諮問機関でございますので、内閣総理大臣に直接諮問に応じて答申を出すというこの性格でございますので、今回の法案を見ていただくとわかりますように、先ほど申し上げた経緯で法案はつくっておりますので、規制改革会議の意見とは、この法案は異なっているところもある、こういうことでございます。

○斉藤(和)委員 ところもあるということなんですけれども、ちょっと先に、先ほど言った二〇一三年の九月十九日の規制改革会議その二カ月後、十一月二十七日の規制改革会議で今後の農業改革の方向性についてというのが決められます。

そこで、「農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。」というふうに、今回の改正の大筋が明記をされています。

この日の規制改革会議で岡議長が、総理を含めた関係者の農業改革をしなければいけないという意識は大変強いものがあると私自身も認識しておりますので、ぜひ我々規制改革会議でも、今、金

丸座長からも御指摘がありました、農業委員会なり、あるいは生産法人の資格要件、農協問題について、目指すべき農業にとつての阻害要因は大いに変えていこうと、これから積極的に取り組んでいきたいと思っておりますというふうに言われております。

まさに総理の、諮問機関と言われましたけれども、意向に沿うように、今回の農業委員会法の改正を進めるというふうに明らかにしています。

そして、その規制改革会議は、六カ月後の二〇一四年、昨年の五月二十二日に、先ほどありました農業改革に関する意見を取りまとめ、そこで今回の農業委員会法の改正の詳細な事項と方向性が打ち出された。

林大臣が、その三日前の五月十九日、林大臣自身も出席されていた産業競争力会議課題別合が開かれ、そこで農業改革に関する意見が説明をされて、それに対して林大臣は、問題意識は共通する、規制改革会議の意見については、稲田大臣と協力してしっかりとまとめていきたいと、規制改革会議の意見を法制化することを表明しています。

しかも、この会議に出席していた安倍総理も林大臣に対して、林農林水産大臣には、今が農政転換のラストチャンスとの認識のもと、以上の改革について、官房長官と調整して実行していただきたいというふうに指示を出されています。

林大臣、今回の農業委員会法の改正というのは、まさに安倍総理の意向を受けた規制改革会議が取りまとめた意見を法制化、違う点もあると言いましたけれども、やはりこの意向を本当に受けて法制化したものだということに思うんですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 もちろん、内閣でございますから、最終的には総理のリーダーシップのもとで内閣として一体である、これがまずあるわけでございます。

地域の活力創造本部で農林水産業・地域の活力創造プランを決めさせていただいた、こういうふう

うに申し上げましたが、その活力創造本部の本部長は総理でございます。したがって、産業競争力会議ですとか規制改革会議、またこの活力創造本部がいろいろな議論をして、そして最終的に、政府全体としては、当然でございますが、法案の決定というのは閣議決定でございますので、総理の責任のもとで最終的に政府として行うということでございます。

私が申し上げておりますのは、規制改革会議はあくまで諮問機関であるので、諮問機関である規制改革会議の意見を受けて総理がどういう御指示をされるかということとは、これは、規制改革会議は諮問機関としての役割をそこまで果たした上で総理の御判断ということになるわけでございます。

今、多分議事録だと思いますが御披露いただきましたけれども、総理の指示ということでその場で出たわけでございますので、私は、規制改革会議の意見をそのまま全部法案化するというふうに申し上げたつもりはございませんが、総理の指示として受けとめて、しっかりとそれをまとめていく、官房長官がこの調整に当たるということでありましたから、しっかりと政府部内でもまとめて、そして法案化をした、こういうことでございます。

規制改革会議の意見は、例えば、農業委員の過半数を認定農業者とする、こういうことはございませんし、また、あらかじめ地域から推薦を求め、募集を行う、こういうことも入っておりますが、法案では入っております。

また、農業委員会をサポートするネットワーク機構として指定法人に都道府県農業会議や全国農業会議所がなっていくということも、規制改革会議の意見では、こういうところは廃止するということになっておりますので、そのまま規制改革会議の意見が法案になったということではないということでございます。

○斉藤(和)委員 規制改革会議がそのままでないというの、ただやはり、総理の意向に基づいて改革を進めるといった内容であるということに

私は変わりが無いというふうに思います。
しかも、一番の根幹である公選制というところは、この会議の中でも非常に追求されていた問題で、その核は残っているわけでありまして、そうしたことからいっても、この規制改革会議の影響というのには非常に大きく受けているというふうには捉えられないと思います。

先ほど、二〇一四年五月十九日の産業競争力会議で安倍総理は、地域の農業の担い手の経験と企業の見解が結合し、農地が最大限有効に活用されて、力強い農業活動が展開されるように制度改革を進めていきたい、このため、農業委員会の見直し、農地を所有できる法人の要件見直しについて具体化を図っていきたいと述べています。

また、同じ会議で、産業競争力会議の農業分科会主査でローソン代表取締役の新浪さんは、意欲ある農業の担い手と企業の英知と人材を総動員した農業の産業競争力を強化することが改訂成長戦略の核であるとしています。

農業改革に関する意見でも、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業などの意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を超えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要があるというふうになっているわけですが、これらに共通するキーワードというのは、担い手と企業だということに読めます。

これからやっていく農業の成長戦略化、この推進役はまさに担い手と企業である、この考え方に間違いありませんでしょうか。

○林国務大臣 それは、新浪当時座長でしようか、がおっしゃったことというふうに御紹介いただいたことだと思えますけれども、我々としては、農業基本法とか基本計画に基づいて、担い手を中心とした方々が農業の大半を占める構造を確立していく、これは法律で定められて、基本計画で追求すべき姿ということでございますので、我々としては、その法律や計画に基づいてやっていくということが基本的なスタンスであると考えております。

○斉藤(和)委員 企業ではなくて担い手なんだと。要件緩和も含まれていますので、企業というのがこれから入ってくるだろうということは容易に想像がつくわけです。

そこで、具体的に法改正の中身について質問をいたします。
まず、農業委員会の公選制の廃止についてです。規制改革会議の農業改革に関する意見では、より実務的に機能する者を選任することができるよう選挙制度を廃止し、選任委員に一元化する、また、制度の中立的で健全な運用を担保するため農業団体などからの推薦制度を廃止する。

さらに、規制改革に関する第二次答申では、現在の農業委員については、名誉職となっているのではないかと、兼業農家が多いのではないかなどの指摘がある、したがって、農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦、団体推薦による選任制度も廃止するとしています。今回の公選制の廃止というものは、まさにこうした理由があるのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 いろいろなどところでいろいろな御意見を賜っておりますので、その一つの御意見である、こういうふうには思いますが、二十六年六月、先ほど御紹介いたしました与党の取りまとめというのをいただいておりますけれども、選出方法については、適切な人物が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更し、その際、事前に地域からの推薦、公募等を行えるようにする、こういうものを与党の取りまとめとして示されておるところでございます。

○斉藤(和)委員 ちょっとそこでお聞きしたいんですが、逆に、では何でこれまで公選制が農業委員会においてとられてきたのか。

衆参両院、私たち議員もそうですが、都道府県、そして市町村議会議員の選挙と同じように、公職

選挙法が準用されてこの農業委員の公選制は行われてきました。公選制がとられてきた理由というのは、なぜなのでしょう。

○林国務大臣 農業委員会は昭和二十六年に各市町村に設置されたものであります。農業全般にわたる問題を農業者が自主的に解決していくために、それまであった三つの委員会、すなわち農地解放による農地の売り渡しを行った農地委員会、それから農業者から食糧の供出を行った農業調整委員会、農業者への技術指導を行った農業改良委員会、この三つの委員会を統合してできたというものでございます。

そのときに、母体となった農地委員会それから農業調整委員会が選挙制をとっていたということもありまして、農民の代表である農業委員の選出に当たって選挙制を採用したということでもあります。

また、ちょっと歴史の勉強になりますが、農林水産省としては、その後、昭和三十一年でございしますが、選挙制を廃止して、首長の任命制とする改正法案、これを提出したところですが、当時の野党の反対により選挙制が維持された、こういう経緯もあるところでございます。

○斉藤(和)委員 要は、農地というのはほかの土地と違って、農地の権利の移動や転用というのは一定の制限がかかっています。そこに介入する、それが農業委員だからこそ、農業者の代表者であり、農業者もそこに納得してもらえ、そのためにやはり公選制は不可欠だったからこそ、先ほどもありましたけれども、公選制が、廃止を提案されたけれども結局否決をされて、この間ずっと維持されてきたことだと思えます。

二〇〇三年の農業委員会に関する懇談会の報告書においても、農業委員会は公選制を基本に制度が構築され、現在その役割を発揮していることなどを踏まえれば、直ちに公選制の見直しを判断し、結論づけることは困難だということに指摘をしております。

それを、実務的に機能する者を選任することが

できるようにするというところで廃止するというのは、私は、非常に乱暴な議論ではないかと思うんです。

現在、農業委員は七五%が公選制で、要は選挙によって選ばれています。

無投票が多いといっても、現在の市町村議会選挙でも無投票当選がふえ、現在の与党、自民党や公明党さんの市町村議会も、無投票当選されている方も多くいらっしゃいます。だからといって、議員の権威が損なわれているかといったら、そんなことはないと思うんです。

市町村議会選挙で無投票当選が多くなったからといって市町村長の任命制にしようとしたら、国民世論は大問題になって大変なことになると思うんですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 地方議会の議員との比較でございしますが、地方議会の議員は地方自治の基本を形づくるものでございまして、地方行政をその地方の住民の意思に基づいて行おうという住民自治の原則がありまして、憲法において、住民が直接選挙することが定められております。憲法第九十三条でございします。

これに對しまして、地方公共団体における独立行政委員会、特定の分野についての専門的な知識が必要、こういった事情から、法律に基づき設置をされております特定の分野の執行機関でございします。その委員の選出方法はそれぞれの委員会ごとに異なっております。公選制を採用しているのは、現在の農業委員会と海区漁業調整委員会のみでございます。

したがって、こういう仕組みにするかは立法論、こういうことになるわけでございます。

農業委員会の委員の選出方法と地方議会、これは憲法の九十三条に原則が定められております。この選出方法を同じに論ずるのはなかなか難しいものと承知をしております。

○斉藤(和)委員 確かに役割は違います。ただ、住民自治ということと、農民の代表者である、土地との関係で、農民から信頼される人という代表

者を自分たちで選ぶ、ここにやはり公選制の大きな位置づけ、意味があったと思うんです。

農業者の代表機関として農業者が自主的に運営する趣旨から、市町村長から独立した執行機関とされ、その指揮監督を受けることではないというふうなされていますけれども、これが、公選制が外されて、農業委員が市町村長の任命制になれば、この独立性さえ奪われることにならないか、そういう懸念があるんですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 これは先ほど申し上げましたように、法律でそれぞれ定められておりますので、公選制を採用しておりますのは農業委員会と海区漁業調整委員会のみだ、こういうふうに申し上げますけれども、それ以外の独立行政委員会において、委員が独立性を欠いているという御指摘は余り聞かないわけでございまして、公選制を採用しているからといって独立性があつて、これがなければ独立性がない、こういう議論ではないのではないかとこのように考えております。

○斉藤(和)委員 実は、公選制をやめたのが教育委員会です。一九五六年に教育委員も任命制になりました。これで実は問題も起こっています。

例えば大阪では、橋下徹大阪市長が、府知事時代に、大学時代の友人である方を府立高校の校長に任命し、その後教育長になります、パワハラ問題などさまざまなトラブルを起こして大問題になりました。このようなことが起こらないとも言えません。あの池上彰氏も、教育委員会の委員の選出を公選制に戻すべきだと主張をされています。

問題は、先ほど来言われている独立性の問題であつて、教育委員会は公選制から任命制に変わったことによって、独自に教育予算案をつくる権限を奪われました。農業委員会の予算も、現在、独自の行政委員会として、時々市町村財政に左右されずに適正な法令事務を遂行するために、交付金として措置をされています。

これまでも、地方分権改革推進会議の「事務・事業の在り方に関する意見」でこの交付金の一般

財源化というのが繰り返し主張されていますが、大臣、行政委員会の独立性を確保するという点で、農業委員会の交付金制度はきちんと堅持されますでしょうか。

○林国務大臣 まず、橋下市長、知事のお話がありました。個別の事案についてコメントするのは差し控えたと思います。せっかく維新の先生方がおられますので、維新の先生方に答えたいだけ方が適当か、こういうふうに思っております。教育委員会以外にも、人事委員会、公平委員会、公安委員会、労働委員会等々、選任を首長さんがやっている例というのはほかにもたくさんございまして、制度的に、こういうところで全て今御指摘のような問題があるということではないのではないかとこのように考えておるところでございます。

それで、農業委員会の交付金でございますが、現行の農業委員会法では、農業委員会の委員の手当、それから職員の人件費については、国の義務的経費ということで農業委員会交付金で措置をしております。

今般の改正では、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、これをよりよく果たせるように、合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を新設するなど、体制の強化を行うこととしております。

したがって、今般の改正においては、農業委員会交付金の対象にこの農地利用最適化推進委員も追加をしまして、同交付金の制度については維持することといたしまして、改正後の農業委員会法第二条一項にその旨を明記しておるところでございます。

○斉藤(和)委員 さまざまなものがほとんど公選制でなくなつて、任命制にされてきた。しかし、農業委員会はこれまで公選制がとられてきた。そこには私は重い意味があると思うんです。

ちよつと話を進めますが、農業委員会の農業委員は、委員の過半を認定農業者でなければならぬといふことも、農業委員会の事務に関し利害

関係を有しない者が含まれるようにしなければならぬといふふうなされています。

しかし、現在の公選制の農業委員の過半数は専業農家です。もう十分に私はこの要件を満たしていると思うんです。

また、農業委員会の委員の定数を削減するわけですね。推進委員をつくりましても、農業委員自体は半減する。その中に、あえて、利害関係を有しない者を加えるということは、私は逆に農業委員会の機能を弱めることになるのではないかと。

なぜ、あえて、利害関係を有しない者を農業委員会に加えるのでしょうか。

○林国務大臣 農業委員会、今御指摘があつたように、農地に関する市町村の独立行政委員会でございます。農地の権利移動の許可、農地転用許可に関する意見具申等を行つておりますので、公平公正な判断が強く求められるということでございます。

平成二十四年に行つたアンケートによりますと、農業者の約半数が、農業委員会については農業分野以外の人の意見を反映させるべきだ、こういうふうな回答をしておられます。ちなみに、農業者の方は、そういうお答えが五一%、農業以外の人の意見を聞く必要はないは二四・九%ですが、これが、農業委員会事務局になりますと、聞く必要はない四九・一%、もつと聞くべきだが二七%、やはりギャップがあるわけでございます。こういうアンケートでも、農業者の皆さんからそういう意見が出てくるということがわかるわけでございます。

したがって、市町村長は、委員の任命に当たつて、今御指摘いただいたように、農業委員会の所掌に関する事項に關して利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならぬ、こういう改正をさせていただこうとしたところでございます。

○斉藤(和)委員 そうしますと、農業委員会の事務に關して利害を有しない者といふのは、どのよ

うな方を想定しているのでしょうか。

○林国務大臣 どういう方ということでございますが、例えば、弁護士、司法書士、行政書士、農業委員会の所掌に属する事項に關し利害関係を有していない会社等の役員など、かなりいろいろな方が具体例としては挙げられるのではないかと、こういうふうな思っております。

○斉藤(和)委員 利害関係を有していないとしても、その先に、農業に関する見識を有し、農地などの利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行える人でなければならぬわけですから、こういうふうな書かれています。

弁護士や司法書士、行政書士で、果たしてどれだけ農業に関する見識を有している人がいるのか、非常に疑問に思ふわけです。特に、地方で弁護士がいなない地域も逆に言えばあるわけです。そもそも、農業に関する見識をどういふふうな判断するのか。

それから、もし、会社などの役員さんになつていただいた、その会社の役員さんが農業委員になつた後、その会社が生産法人に出資をして利害関係が生まれてしまった場合、どうなのか。いかがでしょうか。

○林国務大臣 法律には、「委員は、農業に関する見識を有し、」こう書いておるところでございますが、この見識といふのは、広辞苑を引きますと、「物事を正しく判断・評価する力。」こういうふうな書いておりますので、いわゆる学識経験とは異なつて、その分野に關して特別な知識を求められるものではない、こういうふうな考えております。

したがって、現に農業を営んでいる者のほかに、その地域に長期にわたつて住んでおられて当該地域の農業事情に精通している方とか過去に農業を営んでいた方、または農業を営む者と過去に取引関係があつた方、農業問題に關し日ごろより関心を持っている方など、幅広い方がこれに該当するものと考えております。

先ほど弁護士と申しましたが、弁護士でなくて

ならないということではなくて、例えば弁護士の方でも該当する、こういう意味で申し上げたところでございます。

そして、役員が立場が変わった場合というお尋ねもあったところでございます。

今申し上げましたように、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。」ということでございます。

したがって、農業委員になったときにはそうではなくて、この条項には当てはまるんですが、その後、例えば出資等によつて農業生産法人と利害関係を有することになった、結果、その方がいなくなると利害関係を有しない人が一人もいない、こういうことになってしまいますと、これは制度上適當ではない、こういうふうに考えております。

したがって、市町村では、農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない者として就任する委員に、あらかじめ、在任中は利害関係を有することにならないように求めておくこと、仮に、その委員が利害関係を有することになって、利害関係を有しない者が一人もいなくなる、こういう事態になる場合には、その委員に辞任を促して、かわりの委員を任命する、こういった措置などをとっていただくことが必要になる、こういうふうに考えております。

○斉藤(和)委員 物事を判断できれば誰でもいいのかといったら、決してそうではなくて、公選制をとってきた意味の重みというのは、先日、全国の農業委員会の委員長をやられている方と懇談をしました。農業委員会の仕事を円滑に進めるためには、何よりも農業者の方からの農業委員会に対する信頼が不可欠だというふうに話されておりました。農業委員会が農業者からの信頼を失ったら、農業委員会の任務を果たすことはできない。

しかし、今回の公選制の廃止と、市町村長による任命制、過半は認定農業者、さらに、今ありました中立委員の加入など、その趣旨が、規制改革

会議が言うように、実務的に機能する者を選任するということである以上、果たして本当に、農業者の皆さんから信頼をされる委員構成ができるんでしょうか。いかがでしょうか。

○林国務大臣 まさにそのことは、与党の議論でも大変議論になったところでございますが、首長さんが、地域を定めて推薦する、また公募をする、そして、そういうふうにして挙がつてきた方々の名前を整理して公表してやっていく、こういう丁寧な手続をいろいろ工夫してとることによつて、選ばれた方がしっかりと皆さんから信頼を得られるようにしていく、やつてもらわなければならないと思つておりますし、我々も、そういうふうな意を用いて、この法律が通つた時には運用してまいりたいと思つておるところでございます。

○斉藤(和)委員 信頼という点で、農業委員会が果たしてきたもう一つの役割、建議の規定を削除したという問題です。

先日の参考人質問でも、農業、農村の問題というのは複雑に絡み合った要因から成り立つておるものです、これが解決するには、農業、農村の全般の問題について意見の公表をすることは必要だというふうに考えます、したがって、農業委員会という意見公表の内容をさらに充実するというのと、これを重く受けとめていただけるような裏づけの整備をお願いしたいというふうに意見が表明されました。

これは私、非常に大事だと思つておられます、裏づけを整備する、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 そこも、実は随分議論をしたところでございまして、農業委員会は独立行政委員会であつて、主たる任務が、担い手への農地利用の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消といった現場の実務であるということでありまして、まずは主たる業務に集中をしていただくこと、ことでありまして、そういう意味で、法的根拠がなくても行える意見公表や建議は、法令業務から削除することにしたところでございます。

もちろん、法令業務から削除しても、当然、意

見の公表等は自由に行うことができるわけでございます。

さらに、今、先生からあつたような御議論もございまして、農地に関する施策について、いわゆるPDCAサイクルをきちつと回していくという観点から、農業委員会におかれて、その所掌事務の遂行を通じて得た知見に基づいて、必要があると認めたときは、関係行政機関に対して、農地等の利用の最適化の推進に関する施策についての具体的な改善意見を提出する義務を課す、そして、改善意見を提出された関係行政機関は、その意見を考慮しなければならない、この旨を法律に明記すること、三十八条にその対応をしたところでございます。

○斉藤(和)委員 その主たる任務の耕作放棄地がなぜ生まれるのかといへば、やはり米価暴落など農業をめぐると大変な、生産がなかなかいかないというふうな、農政全般にかかわる、だからこそ、農業委員会に建議という規定があつたんだというふうに思ふんです。

この点を、農業委員の参考人の方が言われた、重く受けとめて裏づけを強化してほしいという、こはもううちよつと考えていただきたいというふうに思ひます。

最後の質問です。

私、この質問の準備のために、茨城県の古河市の農業委員会の活動を視察しました。そこで奮闘されている秋庭農業委員という方にお会いして、農事組合法人茨城県古河中央植物センターが、水耕栽培のトマト工場をつくることと称して膨大な産廃残土を持ち込んだという現場を見てきました。

この問題は、五月二十九日の全国農業新聞でも紹介をされて、「農業生産装い残土捨て」の見出しで、深刻な事態だと警鐘を打つておられます。この記事でも、国会では、農業生産法人の要件緩和とともに、農業委員会改革も審議中、農業委員の公選制を廃止し、全て市町村長による選任にする内容だ、委員数を半数程度に減らし、かわりに農地利用最適化推進委員を農地集積やパトロー

ル活動に充てるという、この体制で本当に農地の番人が務まるのかと不安は拭えないというふうにしています。

私は全くそのとおりだと思ふんですけれども、茨城県では建設残土の埋め立てが頻発し、産廃マフィアの介入も懸念されている。本当にしやれに

ならない問題が起こつています。

林大臣、今回の改正でこのような事態というのは一掃できるんでしょうか。

○林国務大臣 農地への建設残土の投棄でございますが、農地法上、これは農地を農地以外のものにするということで転用行為になりますので、都道府県知事の許可を受けなければいけないこととされております。これは農地法第四十一条でございます。

したがって、都道府県知事の許可を受けない不法な投棄は違反転用になります、農地法上、都道府県知事は、原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることができ、また、三年以下の懲役または三百万円、法人の場合は一億円でございますが、以下の罰金に処せられる、こういうふうになっております。

今回、農地法を改正いたしました、こういった違反転用については、都道府県知事が措置を講じない場合、農業委員会が都道府県知事に対して、原状回復その他の是正措置の命令を講ずるよう要請できることとしたもので、さらに番人としての権限が強化されるということでござい

○斉藤(和)委員 権限が強化されるということでしたけれども、及び腰だというふうにおつしやつていました。新聞にも書いていますけれども、是正を求めて、その生産法人に言つたら、おまえらより偉い人がバックについているんだと言われたと。

この意味というのは非常に重いと思ふんです。公選制で選ばれているからこそ、農家の代表として、農地を守るという立場でパトロールをされている。自分も非常に命の危険を感じるけれども、

やはり農地は農地として守りたいから頑張っている、こういう農業委員さんの思いを本当に酌み取る、そういう中身にする必要があるというふうに思つて、公選制は、私はやはり残すべきだということを最後に主張し、質問を終わります。

ありがとうございます。

○江藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会

平成二十七年七月八日印刷

平成二十七年七月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局